

平成24年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成24年3月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成24年3月21日 9時30分			議長	末次利男
	散会	平成24年3月21日 14時50分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	山口 嚴	出	11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	2番	江口 孝二	3番	所賀 廣	5番	山口 嚴
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	寺田 恵子		針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	環境水道課長	土井 秀文		
	副町長	永淵 孝幸	農林水産課長	新宮 善一郎		
	教育長	陣内 碩泰	税務課長	藤木 修		
	総務課長	毎原 哲也	建設課長	川崎 義秋		
	企画商工課長	岡 靖則	学校教育課長	野口 士郎		
	財政課長	大串 君義	太良病院事務長	井田 光寛		
	町民福祉課長	桑原 達彦	太良病院院長	上通 一泰		
健康増進課長	松本 太					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年3月21日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議会運営委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第3 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 太良町暴力団排除条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 太良町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 道の駅太良公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 太良町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 太良町立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 日程第16 議案第14号 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第17 議案第15号 御手水・風配辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第18 議案第16号 平成23年度太良町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第17号 平成23年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第18号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第19号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第20号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第23 議案第21号 平成23年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
日程第24 議案第22号 平成23年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第25 議案第23号 平成23年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

去る12月の定例会で議会運営委員会及び各常任委員会へ所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより議会運営委員長及び総務常任委員長の報告に入ります。

日程第1 議会運営委員長報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第1. 議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（坂口久信君）

議長の許可を得ましたので、報告をいたします。

平成23年12月定例会の議会におきまして付託されました所管事務調査について、本委員会は1月18日、議会活性化の取り組みを目的として熊本県御船町を視察研修いたしましたので、報告をいたします。

御船町は熊本県のほぼ中央で、熊本市の東南16.6キロメートルの位置にあり、九州縦貫自動車道の御船インターチェンジを有し、国道443号、国道445号が縦横断するなど交通条件に恵まれたところで、面積は99平方キロメートル、人口は1万8,083人、6,968世帯の町でございます。

さて、御船町議会であります。議員定数16人、平均年齢54歳で、最年少は38歳となっており、常任委員会は、議会広報についても常任委員会とされておりますので、合わせますと4つの委員会で構成をされております。

議会改革につきましては平成16年からなされており、その一つの形として、平成22年3月に九州初となる通年議会を盛り込んだ議会基本条例を全会一致で可決制定し、これまでより一層の議会活性化が進められています。

まず、議員全員協議会ですが、町の課題や情報をいち早く共有できるように平成18年1月から毎月開催され、平成22年度については29回、町の課題について議員間で活発な討議がなされており、なお、執行部からの説明は説明のみにとどめ、質疑は本会議で行われているそ

うであります。

議会報告会は平成20年度から毎年度実施され、町内10地区を4日間、3常任委員会と議会運営委員会で分担し、議会が議決したことの報告の場、町の課題を住民と共有し、考えていく場として、事業ごとに費用などの内容をわかりやすく説明した予算説明書を全戸へ配布した後に行われております。また、報告会終了後には町民からの質疑の内容、当日に議会が回答した内容、当日に回答できなかった質疑への報告会後の対応をまとめた冊子を作成し、各区長へ配付され、各家庭には区長がその冊子をコピーして配布されておりました。

通年議会は、必要なときにいつでも議会活動が行えるよう、4月から翌年の3月31日を会期として、3月、6月、9月、12月については従来どおり再開、その他の月につきましては議会運営委員会において開催の決定がなされた後に行われ、平成22年度については13回の議会がなされております。

一般質問は受け付けを議会運営委員会の開催日の2日前までとし、必要であれば一般質問のみの議会開催もあるそうでございます。

なお、各委員会につきましても毎月開催されておりますので、毎月、議会運営委員会開催前までに受け付けが済めば、毎回一般質問が可能ということになります。

提出議案につきましては、政策等の根拠、総合計画における根拠、または位置づけなど、その審議がより深められるよう、わかりやすい説明資料を作成し、添付しなければならないとされております。また、議決事件につきましては、基本条例を制定する中で、工事、または製造の請負契約を予定価格の40,000千円以上にし、地域防災計画、農業振興地域整備計画並びに御船町基本構想及び御船町基本計画を追加され、議決の範囲を広げられておりました。

議会だよりは、冒頭申しましたとおり、毎月発行するため、議会広報編集特別委員会を常任委員化し、毎月3回から4回開催して町民と情報を共有し、町民とともに歩むことができるよう努力されておりました。

そのほか、町民から提案されたテーマに基づき開催する意見交換会「あおぞら会議」や議会モニター、議会アドバイザーを設置されております。

御船町議会は、基本条例の前文にありますように、「町民とともに歩む議会・行動する議会・開かれた議会」、この3つの大きな理念を掲げ、この条例を基本規範として、議会の活動や町民と議会の関係などを明確化させることにより、将来に向かって町民との約束を果たすために議員一丸となって議会の活性化に取り組まれておりました。

地方分権改革により地方公共団体の自己決定と自己責任の範囲が一層拡大し、二元代表制の一翼を担う議事機関としての議会は、政策立案、行政の監視機能など、住民に対してわかりやすく責任ある議会活動が求められています。

議会改革のトップランナーである北海道の栗山町が平成18年に議会基本条例を制定して以来、全国各地の議会が改革を行っております。

太良町議会におきましても、町民の代表の合議体として開かれた議会を目指し、町民の意思を町政に反映させ、魅力あるまちづくりの推進のために日々努力を重ねていかなければなりません。

これまで常任委員会の視察等で、少しずつではありますが、議会改革についての研修を行ってまいりましたが、今任期を改革の期として、議員一同、気持ちを一つにして改革を進めなければならないと改めて認識した研修となりました。

以上、議会運営委員長の報告を終わります。

以上です。

○議長（末次利男君）

以上で議会運営委員長の報告は終わりました。

日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第2．総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。議長の命によりまして、総務常任委員会委員長報告をいたします。

平成23年12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、2月8日から10日までの3日間、行政視察をいたしましたので、委員長報告をいたします。

1日目の2月8日、小中一貫教育の取り組みについて、奈良県の安堵町を視察いたしました。

安堵町は奈良県の北西部、奈良盆地の中央よりやや南北部に位置し、北東部は大和郡山市に、東南側は大和川を隔てて川西町に、南西は河合町に、西側は斑鳩町に接しています。東西1.5キロメートル、南北2.9キロメートルに町域は広がり、総面積は4.33平方キロメートルと我が町の17分の1ぐらいの大きさで、ちょっと大きな声を出せば隅々まで聞こえるのではないかと思ったぐらいであります。

平成24年1月1日現在で人口7,827人、3,330世帯で、産業形態は平成17年の国調で第1次産業129人、第2次産業1,558人、第3次産業2,143人となっております。

安堵町の小中一貫教育につきましては、推進の目的に、①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成する、②みずから学び、みずから考える力を育成する、③ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実する、④各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めるを掲げ、以上の施策を推進するため心の教育を最重要課題としており、6・3制のもと、児童・生徒の発達段階に応じた細やかな教育を展開されています。

しかし、小学校から中学校への移行段階において、教育内容や指導方法、生徒指導上のあ

り方などに違いがあり、そのことで児童・生徒が進学時に心理的な負担を抱えるなどの問題、いわゆる中1ギャップが生じていました。

こうした問題に対し、小・中学校がより連携を強固にし、同じ教育観、学力観、指導観に立って、子供たちの学習指導や生活指導を充実させ、学力の向上や豊かな人間性を育成すること、また従来の6・3制の枠にとらわれず、児童・生徒の発達段階に即し、一貫した方向性のもと、協力して児童・生徒の教育に当たることが必要であると考え、小・中学校が一小一中のメリットを生かし、連携を深め、円滑に接続することを通して、①教育指導の系統化を図ることが可能となり、効率的な学習指導が行われ、学力の向上が期待できる、②異年齢集団間の交流の中で行われる体験学習等を通して、人間性や社会性の育成が進み、自己の確立が図られる、③一貫した生徒指導の充実により、児童・生徒理解が一層進み、問題行動などが減少する、④小・中学校が共通した教育観、学力観に立って教育活動を行うことにより、地域の理解を得られ、信頼される学校となる、⑤学校施設の効果的な活用が可能となる、以上を期待できるとしています。

また、こうした小・中学校の連携を通し、①激しい社会の変化に立ち向かう生命力にあふれ、創造性、独創性に満ちた豊かな心を持ったたくましい青年、②時代に流されない自己を確立し、社会人として充実した生き方を切り開くことのできる力を持った自立した青年、③自分らしさを大切にするとともに、人をも大切に思いやりに満ちた、はつらつとした個性豊かな青年、以上のような大人の育成を目指すもので、すなわち社会を支えるはつらつとした青年を育てることを基本として推進されておりました。

2日目の2月9日は、情報通信整備状況について兵庫県神河町を視察いたしました。

神河町は兵庫県のほぼ中央に位置し、平成の大合併により平成17年11月7日に神崎町と大河内町の2つの町が合併し誕生しており、面積は202.27平方キロメートルで、その8割を山林が占め、千町ヶ峰を筆頭に、千ヶ峰、暁晴山など1,000メートル級の山々に囲まれており、一方、平野部においては、小田原川、市川、越知川といった河川沿いに集落が点在しており、その河川には蛍やアマゴといった清流ならではの生き物が生息し、自然と触れ合える快適な環境づくりの整備も進められていました。

平成23年12月末現在で人口1万2,660人、4,119世帯、産業は山林を利用した農林業を基幹産業とする町であり、近年では大河内水力発電所や神崎工業団地の開発、観光施設の整備や特産物品開発が進むなど、恵まれた自然環境と交通条件を生かした地域振興が進められているところでありました。

視察目的である情報通信の整備状況については、ケーブルテレビの施設を町で運営されており、農林水産省の農村総合整備統合補助事業と農村振興支援総合対策事業を活用し、平成12年から13年に1,772,234千円、平成19年から20年に947,500千円で施設等が整備されておりました。

実施理由としては、全町の圃場整備、道路整備、下水道整備が完了し、情報基盤整備が次の行政の課題ということで、テレビ難視聴地域が約半数、施設が老朽化し、維持が困難であり、デジタル化への対応も必要であったこと、有線放送を農協が運営してきたが、施設が老朽化し、回線が話し中も多く、更新の計画もなかったこと、行政情報も毎月1回の広報誌と防災放送も有線放送と、情報量や即時性の不足があったこと、インターネット等ブロードバンド環境の充実対策が急務であったことにあります。

平成21年4月に町全体に整備され、加入状況は3,930戸の加入率95%になっております。

施設は、職員8名と番組情報、保守管理、告知放送アナウンサーの嘱託員3名の計12名で、課外職員として応援スタッフ8名で運営され、経営状況は平成22年度決算で、基本料金、インターネット維持管理料などの使用料等の収入が154,654千円、人件費や施設管理料などの運営費が172,690千円で、差し引きの18,036千円を一般財源から繰り入れして運営されておりました。

その中で、自主放送番組は町民の関心も高く、放送を通して地域コミュニケーションが活性化しており、行政情報、議会の様子、月初めの町長の町政報告等をタイムリーに放送することにより行政に対する理解が深まっているようでした。

また、学校に関する番組や商工業振興のためのコマーシャル放送にも開放し、従業員募集について無料放送の提供がなされ、ほかにもイベント、特産品の紹介など、住民サービスの向上とニーズ把握に努め、見てもらえる番組づくりを行い、一般財源に頼ることなく管理運営ができる施設を目指して努力されております。

そのほか、町内間を無料で通話できるCATV電話やCATV回線を利用し、災害などの緊急情報やお悔やみ、行政情報を音声により即時にお知らせできる音声告知放送もなされておりました。

今回の安堵町、神河町は、我が町とは教育環境や事業規模等に違いがあるにせよ、児童・生徒のため、町民のため、そこにかかわるすべての方のために、どうすればいいのか、どうあるべきかを考えながら取り組まれている姿に心を打たれた研修となりました。

以上、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（末次利男君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

日程第3 議案第1号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○5番（山口 巖君）

専決処分、これはこの間、全協で説明があったところでございます。これはやはり町長が

当初申しましたように、なかなか反響が大きく、町内外でもちょっと結果が見たいとか、いろいろ話題になっているところではありますが、課長の説明から2週間ほどたちましたが、それによって支払い、あるいはいろいろな決算等が進んでいるのか、そしてまたその説明後、いろいろな問題が起きていないのか、その辺の確認をお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まずもって町長が当初に申しましたとおり、町民の方々、それと議員の皆様方の御協力により、このお見合い大作戦が無事終了したことについては、まずお礼を申し上げたいと思っております。

まず、今回の行事につきましては、費用等についても皆様方にお諮りしたとおり、3,000千円から5,000千円の範囲だろうということで報告をしておりましたけど、今現在の段階では3,000千円を若干上回るぐらいの経費で済んでいるんじゃないかなと思っております。まだ最終的には精算が終わっておりませんので、観光協会のほうとお話をしながら今している状況でございます。

その後の問題点というのはあっておりませんが、今月27日に放送があります。27日にTBS系列で、こちら辺でいうとRKBの毎日放送とRKKの熊本放送だと思えますけれども、これが3月27日19時から20時54分までの約2時間の番組でありますので、その放送があった段階でやっぱりどういう反響があるかと、私たちのところに問い合わせがあるかというのがちょっと私たちも懸念をしております。どういうのが出てくるかというのを私たちも勘案しながら検討をしている状況でございます。

今後、このテレビであって、多くの方が見てもらって、多くの反応があればいいかなと思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

同じ質問ですけど、町民の方から、結果的にもうデートばしょんしゃっところもあろうかとか、いろんなそういうふうな話を聞くとぼってんが、そういうふうなことはまだ町のほうには何もなかですか。その話がまとまったとか、カップルができたとは皆さんある程度聞いてあるとぼってんが、その後の進捗に対して、もうよか話のできよとやろうかとか、そういうふうな話を言いんしゃんもんやけん、そこら辺はどういうふうになっているか、わかる範囲内で結構です。お願いします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

当然そこら辺が私たちも注目している状況なんですけれども、個々には、そのときに、当日、4日にカップルになられてから、女性が帰られるとき、カップルになられた方について

は、鹿島駅までですけれども、同じバスで帰られています。その間に電話番号等のやりとりをしながら情報連絡先をお互いに交わしているんじゃないかならうかと思っています。

それで、その後、各個々においてはいろいろされているんじゃないかと思えますけれども、そちらの情報等についてはこちらのほうに届いておりませんので、今後、これについては、そのときのリーダーともお話をしましたけれども、一回皆さん方また集まってもらって、今こういうふうになっているよとか、報告会じゃありませんけれども、今後、やっぱり団結して活性化に向けていこうということで皆様方話し合っておられますので、放送があった後に一回でも集まってもらってお話ができればなと思っています。

以上です。

○8番（川下武則君）

大体のことはわかったんですけど、それと、これはもう1つ、もう一回こういうふうな企画を——こんなに盛り上がると思いますか、こういうふうなことであれば自分も参加しておけばよかったという話を何人かの人から聞いたんですけど、そういう意味で、今後、こういうふうな企画を行う予定はあるかどうか、それをお聞きいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の番組については、やっぱり大成功に終わったということで、よかったんじゃないかなと思っていますけれども、TBSのほうにお聞きしましたら、そう簡単に、それじゃまた毎年とかというわけにはいかんと思いますけれども、私たちのほうも、町長のほうも、できればこういう機会をもう一度設けたいというお話をされておりましたので、そういう結果になればいいなと思っています。

○6番（平古場公子君）

もし結果的に太良町に結婚が決まった場合、何か新婚旅行の費用がもらえるとかなんとか話がありますけど、そういうところはどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

この件につきましては、以前、しおさい館で地域振興づくりで、諸岡さんという方が婚活をやっていたお中で、委員の中で、もしカップルになった場合はお祝いしていいんじゃないかというふうな御提案をいただきましたから、今回につきましても、もしカップルになった場合は新婚旅行、いわゆる海外旅行ぐらいはプレゼントしたいというふうな旨をお話しております。海外旅行といいましても、韓国からヨーロッパまでございますから、どことは言うておりませんが、海外旅行プレゼントというふうなことをお話ししております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

この事業につきましては、町長初め、職員の皆さん、それに関係した皆さんの御苦勞は大変だったろうと思っております。そしてまた、それはそれとして、2日目が非常に雨でしたですね。あれで竹崎城址、白浜海水浴場あたりでの事業ができなかったということは非常に残念ですけれども、その辺の白浜海水浴場と竹崎城址あたりのVTRあたりは、例えば、当時できておらんもんですから、前撮りとかなんとかで流されるものかどうかによって、非常に太良町の宣伝効果は大であると思えますけれども、その辺についてはどのようになされるんでございましょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

本当に4日は雨が降って、私も4日は朝早くから竹崎城址で待ってございましたけれども、最終的な決定が雨ということで中止になって、多良小・中学校の体育館で最終的な4日のイベントは全部そこで行うというような状況で、非常に残念だと思っております。

放送について、私たちもできるだけ要望は、今回については観光というの兼ねておりましたので、できるだけ多くのそういう施設を撮ってくれということで、いろいろ施設を撮ってもらっておりますけれども、実際放映されるかどうかについては、番組の編制上どうなるか私たちもわかりませんが、できるだけそういうのを流してもらいたいなと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

3,000千円ちょっとというようなことで、何億円というような、太良町にとっては非常に経済効果があると思しますので、その辺については、映すだけでも結構ですので、ぜひとも相手の担当課と話をしながら、少しでも太良町のPRをしていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私たちもそういうふうな要望はしたいと思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

この婚活、4日の時点では10組のカップルができたそうでございますが、うわさでは、もう破談になった組もあるというふうなことを聞きますが、今後、町として成婚なされるまでのような御支援をなされるのか。ただ単にお二人だけのお話し合いで成婚なされるまで待つのか、町として後押しをするのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、グループ等で集まってもらって、私たちもどういうふうな状況かというのをお尋ねしたいと思っておりますし、結果的には、これはやっぱり個人の、個々の努力だと。私たちがここまでおぜん立てをしましたので、あとのことについては、やっぱり個人個人が努力をしてもらわんといかんと思います。私たちもそれはフォローはしますけれども、やっぱり個人が一生懸命頑張ってもらって、そこまで私たちがした状況を理解してもらって、あとについては個人がしてもらいたいと思っております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

今、久保議員からフォローという御質問がございましたけれども、今、担当課長が言いましたとおりに、3月27日に放映がございます。その後、カップルに結ばれなかった方、結ばれた以外の方について、また問い合わせが来る場合もあるそうです。だから、その場合については、町も中に入ってお手伝いをしたいなというふうに思っております。

○1番（田川 浩君）

問い合わせが来るのを楽しみにしている田川でございます。今回、皆さん、そして町民の皆さんに御協力してもらいまして、本当にありがとうございました。特に、初日の庁舎前での出迎えですね、1,000人を超える町民の方々に来てもらいまして、女性の方々も本当に感激しておられまして、出演者の一人として本当に町民の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

それと、関連で1つ聞きたいんですけれども、今回は特殊な感じでこういった全国的に盛り上がるような企画でしたけれども、昨今、こういう婚活事業といいますのは、やはりもありまして、街コンという地域の飲食店を使って、チケットを売って、指定時間内で入ってもらって男性と女性を結びつけていこうというふうな、この間、佐賀市でもやっておられましたけれども、まちの中でやる合同コンパという感じで街コンと言われておりまして、そういうようなものも太良町でやっていけないかなんていうことも考えておりますけれども、例えば、町内の団体の皆さんが考えてそういったことをやろうとした場合、町として財政的な補助といいますか、そういうものは考えていられるといいますか、協力してもらえるかなと思っ、そこを1点質問したいと思います。いかがでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

街コンあたりについては、昨今のブームみたいになって、いろいろなところでされているかと思っておりますけれども、そういう団体がされるのであれば、イベント開催事業ということで町の地域づくり事業基金というのがありますので、そういうのも活用されて結構かと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

この事業ですけれども、きのうやったかな、ちょうどテレビを見よったら、有田と長崎県と——伊万里と松浦ですか、ああいう提携して今後やっていきたいと思いますというような、地域間でやっていこうというような事業が各地でなされておりますけれども、近場で、例えば諫早市とか、そういうところと提携を結び、お互い協力して婚活についてというような努力は今後どういうふうに考えておられますか。軽々にはなかなかできないと思いますけれども、うちの議員にもそういう人もおりますので、ぜひ交流を深めて、とっていただくような状況をつくっていただければと思いますけれども。

○町長（岩島正昭君）

近隣市町との事業ということでございますけど、以前、昨年あたりやったですかね、伊万里と武雄が提携して一緒にやろうという事業で、新聞等々も発表されましたけれども、その節で、私もちょっとかたらせてくれんかということで武雄の市長にお話をして、いいですよという言葉はいただいたものの、飛び地じゃなくして、やっぱり近隣の、昔の藤津・鹿島ぐらいでまずはせにゃいかんじゃないかというふうなアドバイスもいただきましたから、追って、おいおい2市の市長さんたちにお話をしながら、向こうが合意すれば2市1町で計画をしてみてもどうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第2号 太良町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

これは国、県、市町が一体となってということになっておりますが、大体町ではどこがここを担当するように考えておられますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

総務課でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは担当するところを町民にもよく広報で知らせて、もしそういう事例がきたら最終的には警察が対応することだとは思いますが、これはもしそういうことに苦しまれる町民がおられるとするなら、やっぱり気安く相談できる窓口をちゃんと皆さんにもお知らせして、そこに簡単に立ち寄って相談ができるような体制をしないと、これをわざわざつくる意味が薄れるんじゃないかと思しますので、その辺はしっかりお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今回、こういう条例もつくることですので、その体制につきましては、しっかり対応できるような形に持っていきたいというふうに思います。

○10番（久保繁幸君）

この暴排条例、これが今回、4月1日から施行されるわけですが、町内に対象者という方はいらっしゃいますか。町内に対象者と言われる方。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

町内には対象団体はありません。嬉野管内では1組があるというふうなことで警察のほうからはお聞きをしております。これは実は建設業暴力追放対策協議会というのが鹿島・藤津はありまして、その中で、先般、2月24日に会議があった時点で鹿島警察署のほうから説明があっております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

この第2条の第6号なんですが、「佐賀県暴力追放運動推進センターとして指定されている者」としてありますが、どのような方が、また機関、また団体としてどのような組織なのか。ここに書いてあります第2条の第6号ですか、それについて若干御説明をお願いいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えをいたします。

「法第32条の2第1項の規定により」ということなんですが、これにつきましては、ちょっと条文を読みますと、これは法がありまして、これは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律という法律なんですけれども、その第32条の2は都道府県の暴力追放運動推進センターという項目であります。その第32条の2につきましては、「公安委員会は、次の各

号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。」という規定でございます。

この中には、まず1つ目が「暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。」、2号目が「次項第3号から第5号までの事業に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者が置かれていること。」、それから3号として「その他次項に規定する事業を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。」ということで、るる述べてあるわけですけど、県内に一を限って設置することができるという規定でございます。

○10番（久保繁幸君）

そして、次にお伺いなのですが、第6条の第3号に「必要な措置として町長が別に定めるもの」というふうな文言が書いてありますが、この「必要な措置」というのはどのようなことかお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

現在のところ、それを具体的に決めているということはございませんけれども、もう1つ、これに類するものとして、町の要綱が以前からありまして、太良町が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱というのがあります。これに基づいて警察といろいろやりとりをしながら、それを排除していくということもございますので、ほかにまた適宜、何かこれはこういうのをつくっておかんといかんというのがあると、要綱等でそういうのを定めてしていくという条文でございます。

○8番（川下武則君）

ちょっとお尋ねですけど、今まで太良町で暴力団というふうなあれを、まず、そういうことを今までされたことはありますか。

それと、この中にも暴力団をおやめになってから5年間とか、そういうふうに書いてあるばってんが、どこをもってやめたとか、そういうあれをするもんか、そこら辺の部分がわかるもんがあるもんかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

いまだかつてそういうことがあったかというのは、ちょっと私、事例を存じ上げておりません。

それで、それが5年たった方かどうかという判定につきましては、これは鹿島警察署等、警察からの情報がないととても把握できませんので、そこ等に問い合わせ等を行うというこ

とで、先ほど申しました町の太良町が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱等でそういうことをやる事細かに決めているというか、そういうことで情報交換して把握をするということでございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第2号 太良町暴力団排除条例の制定について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第3号 太良町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（見陣泰幸君）

観光案内所をちょっと視察したところ、お願いというか、「観光案内所」の字ですね、あれはちょっとどうも目立たんというか、見えんというか、車が前にとまれば見えんような状況にあると思うんですよ。ですから、あそこら辺の改善と、もうちょっと目立って、字を大きくしたらいいんじゃないかと思うんですけど。

それと、観光案内所の建物自体の色ももう少しどうかできないかという気がするんですけど、どうでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

観光案内所については、きめ細かな交付金事業を使って建設をしたわけなんですけれども、そういう議員の御指摘のところについては、上司ともあと相談をしたいと思っております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

今、担当課長は上司の意見を聞いてと言いましたけれども、私は担当課長も一緒に、係長ともども現場を見に行きまして、ある程度工事が済んだということで、今、議員おっしゃるとおりに、正面の壁が白っぽいのにシルバーか何かで「観光案内所」という文字を張りつけ

ておるとですけれども、あれが吸い込んで全然見えんわけですね。だから、担当課長に指示をしたのは、その「観光案内所」の文字を赤で浮き上がるように色つけをなささいという指示をやって、赤ですれば、もっと目立って見えるんじゃないかというふうに思っております。そういうふうな指示を今しております。

それともう1つ、これは新年度か、後でお願いをするかもわかりませんが、観光案内所という看板をもう1つ、立て看板とかなんとかをつければいいなというふうなことは思っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

色も大事でしょうけど、あの大きさと位置と、あれを上を上げればという気はするんですよ。そして、今、町長言われたように、案内の看板ですね、それも入り口あたりぐらいから目立つような、何かそういう工夫をしていただければと思いますけど、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、そのように計画するように検討をいたしております。

○10番（久保繁幸君）

今、看板の名称の件でも言われましたんですが、あのガネッタくんときみんちゃんをもう少し上げることにはできないですか。あそこにはキャンピングカー等々もとまっているときが多いんですよ。それで、せっかくのつきみんちゃんとガネッタくん、あそこにあるので、ちょっと見たら、もうちょっと上げる方法もできるんじゃないかと思うんですが、その辺の移動はいかがですかね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、もう接着をしておりますので、その辺についてできるかできないかは業者とも相談をしてみたいと思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、県は総合的な情報提供で紹介等々の発信をしております。それで、外国人の旅行の方、いわゆる我々業界で言いますインバウンドの客を、今、太良町はコースの中に入っていないんですよ。今後、観光協会があそこに設置され、そのインバウンドに対する対応の教育とか、今、浜までは来ているんですよ。浜宿ですか、そこまでは来ているんですが、うちの太良町はコース内に入っておりません。今、上海便も安くて入っておりますが。だから、今後、観光協会として、中国語、韓国語等々の教育をなされる予定でおられるのか、その辺もお伺いいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

インバウンド、アジアからのお客様ということもやっぱり視野に入れながらしなくてはならないと思っておりますので、観光協会と協議をしながら、そういうのも推進をしていかなければいけないと思っております。

そこら辺については、今後、やっぱり詳しい内容等について観光協会と協議をしながら、研修等はあると思いますが、今、実質的にはやっぱり受け入れ態勢ができていないという状況がありますので、今後、協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第3号 太良町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第4号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第4号 道の駅太良公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

道の駅太良公園展望広場とイベント広場ですが、並行して考える問題は、今の観光案内所、さっきの話ですか、観光案内所と一緒に考えるべきだと思います。いずれ指定管理者に行わせることができるという先ほどの条文がありました。特に施設設備にしまして前から言っておりましたけど、展望広場のほうの岳の新太郎さんの銅像ができた折に、案内放送といいますが、BGMを含んだ放送設備をしたらどうかというふうな話を一回したことがありました。今度の観光案内所ができたために、より一層グレードが上がったような感じがしております。ぜひここでもう一回考え直して、放送設備、週に1回なり10日に1回なりという定期的なものでも結構かと思いますが、「岳の新太郎」さんなり「きんしゃい踊んしゃい」という歌なりでも結構かと思いますが、そういった放送も含めながら、特に観光に來られ

る方が多い場合はPRになると思いますが、その辺の今後の構想はどのように考えていらっしゃいますか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そのことについては町長からも指示を受けておりますので、内容等は今検討をしている状況でございます。

○3番（所賀 廣君）

今まで何回となく言っても、太良町の代表するような歌が余り流れていない。流れたとしても、小さいスピーカーで、館内、たらふく館とかについているスピーカーで時折聞くことはあっても、大々的といいますか、そういったのを聞いた記憶がありませんので、ぜひここは規模をちょっと大きく考えて、今度、展望広場とイベント広場がこうやってできて、芝生もきれいにできて、町外からもイベントあたりをさせてくれという要望があった場合には、ここに書いてありますように、1日5千円ということをしていただくこととなりますので、ぜひ前向きにここは検討してもいいと思います。もう一度。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、展望広場のほうに岳の新太郎銅像がありますので、来客者の休憩の場との兼ね合いがありますので、そこら辺を整理しながら、やっぱりそういう情報も流せるような考え方でいきたいと思っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今の関連ですけど、岳の新太郎銅像が建立されまして、今、所賀議員が言うように、やっぱりざんざ節というのはセットでなくてはいけないというふうな感じがしておったわけですよ。これはぜひとも一日も早くやってほしいなという感じがしております。

以上です。

○8番（川下武則君）

私も下平議員と同じような感じで、どこに行っても、やっぱり観光地——せっかく岳の新太郎像をあそこに置いて、ざんざ節も流れんじゃ、やっぱりうまくなかなというような思いもありましたし、それと、せっかく公園にするんだったら、本当に大人から子供まで遊べる公園づくりといいますか、よそにない公園というのを目指して、できる範囲内で作っていくといいますか、もちろん子供たちを遊ばせたりするのにいろいろな危険があったりとか、いろいろするかもしれないですけど、お客さんを呼び込んだり周りから呼び込むためには、そういうふうな歌を流したり、そういうよそにない公園づくりといいますか、そういう部分も含めて考えてもらえればと思いますけど、どうでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今までのハード的なものがある程度これで全部整いましたので、今度、ソフト事業について、内容等を検証しながら、やっぱり情報発信に努めたいと思っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

第6条に、「公園において」のところ、物品の販売、その他の営業とか、集会、競技会と、これは一過性のものなのか、一月、二月続けてなされても許可をするのか、そこら辺はどうでしょうかね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

やっぱりイベント等については、私たちも1週間程度を想定しております。これが長期にわたりますと、ほかの施設との兼ね合いがありますので、やっぱりイベント等については、最高でも1週間程度が最長じゃなかろうかなと思っております。そういう内容等を精査しながら、占用するに当たりましては条件をやっぱり付記しなければいけないと思っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

そして、関連で申しわけないですけど、道の駅太良の販売所において、もともと条例がなされたと思うんですけど、販売所、法人、各種団体においては貸しますよという、条例には載っていないんですけど、口コミでずっと伝えてあったと思うんですよ、道の駅太良に営業所を置いて販売所をつくるというとは。そこら辺は今後どういうふうを考えておられますか。こういう公園とか、あっちのほう、南側も何か公園みたいになっているということですので、今後そういう意見があればどうされるんですかね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

道の駅太良のあそこの敷地等については、一体的な整備は終わったかと思っておりますけれども、以前から各種団体等があそこに施設を建てたいという場合はどうするかというのもやっぱり問題提起があっておりました。それについては、今後もしそういう要望等があった段階では、やっぱり皆様方と協議をしながらしていかなくちゃいけないかなと思っております。今の段階では、道の駅太良については整備が終わったという状況で確認をしておりますけれども、そういう状況でございます。

○9番（見陣泰幸君）

今度、いい機会だと思んですよ、条例をつくるにしろ何にしろですね。それで、今のままでいけば、法人、各種団体には貸しますよとか、今後、こういう整備をしましたので、場

所がないために貸しませんとか、そういうとは口で言うより条例なり規則なりつくられたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうでしょう。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今の道の駅太良公園のイベント広場のところが特に当たるのかなと思っておりますけれども、条例で今のところこういうふうに整備をしておりますので、現状ではこの条例を変えなくちゃ結果的にはいけないという状況が出てきますので、まず、先ほどの質問等については、この条例ができた段階で一応整理をつけてもらって、あと、もしそういうのがあったら本来協議が必要だろうというふうに思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今に関連してですけれども、もう整備がなされたですね。両方ぴしゃっとなされた、そういう状況で、要するに我々一番最初の目的は、そういう各種団体等に貸すというところで、そういう状況で使用可能というようなことで、そういう流れでずっと来ているわけですね。それで、両方整備ができたけん、今度の条例ができて、そんない次は貸せませんよというような状況はやっぱりつくってほしくなかなと。まだ道路沿いも幾らか用地もあったりなんかする場合がありますよね。そして、こっちもいろんな状況によって、今はイベント広場というような状況ではあります。そいけん、なかなか簡単にはそういういろんな施設あたりもできないかもわかりませんが、その文言をね、やはりぴしゃっとな整備したけん、もう次は入れないというような状況はどうかと。幸いにして今度JAのところも町長の肝いりで、そういう場は確かに設けてはありますけれども、こっちがするけんが、あっちのとはだめというような状況は、我々議会の今までやってきた趣旨に反すると思いますから、ぜひそこはまだ残して、そういう状況がいつできるかわかりませんので、どうかそれは残していただきたくと思いますけれども、どういうお考えですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、イベント広場等と書いておりますけれども、結果的には面積等もしておりませんので、その一角にそういう施設ができるという可能性も、それは否定できないかもしれませんので、こういうことについては、皆様方と御協議しながら最終的にはしていくあれじゃなかろうかなと思っております。

○5番（山口 巖君）

今先ほど所賀議員の話がありましたように、展望広場とイベント広場ですね、ここは今までどこが管理していたのかをお聞きします。

そして、管理経費ですね、もしこれがわかったら、2カ所、以上2点をお聞きします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

イベント広場と芝生広場については、町が管理をしておりまして。今も芝生の管理等を町がしておりますので、事業費で大体3,000千円程度の予算を今しております。

○5番（山口 巖君）

ちょっと話が何かずれているような気がするんですけど、展望広場の管理とイベント広場の管理だけで3,000千円ということですか。ということは、今、あそこの立ち木あたりを町が管理しているということは、町がどこかに頼んで管理しているということになるわけですよ。ということは、今わかるように、あそこの立ち木が何本か枯れていますよね。そしたら、あの責任はどこがとるわけですか。町がとるわけですか、町が管理を委託した人がとるわけですか。あれは管理不十分だけの違いかなと思うんですけど。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

あそこの南側の樹木については、移設して管理をしておりましてけれども、どうしてもやっぱり夏の暑い時期とか、いろいろなそういう障害があって枯れました。今回、今見てもらうとわかるかと思えますけれども、移設をしまして、枯れたのについては全部撤去をしまして、今、整理をしている状況でございます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

私が言っているのは、管理を委託しておる人に、いろいろ契約とかはあると思いますよ。枯れましたから、また町が苗を買って植えてくださいということをお願いしたということになるわけですか。もうあと1問しかありませんので。

それともう1つは、今、手数料の問題の質問がありましたように、これは町内外でも同じ5千円と5%、町民であっても町民外であってもこのままの金額でいくのか、以上2点。

○企画商工課長（岡 靖則君）

責任については、施行はきちっとしてありまして、私たちも委託業者については管理を年何回ということで契約をしておりまして、実際してはありましたが、やっぱりそれでもどうしてもできない状況でああいうふうに枯れましたので、町がまたお願いをして、そこは移設をいたしました。

それと、もう1つの町内外の5千円の利用料金については、それは同一です。

○10番（久保繁幸君）

今の使用料の件の関連なんですけど、使用料につきましては、時間的なところを区切ってあるのか、また広さ等々の制限をするのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

使用料については、一日単位でしたいと思っております。時間制限等は設けなくて、一応一日単位ということで。

広さについては、どれだけ使おうが1日5千円ということでしております。

○10番（久保繁幸君）

一日は24時間ですが、そしたら、24時間使ってもいいわけですね。今まで言われたように、時間制限はしないというたとは、昼も夜も、あそこは大体入り口あいておりますので、使おうと思えば使えると思うんですが、その辺は区切ったほうがいいと思うんですが、いかがですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そこら辺については、議員御指摘のとおり、細部にわたってはもう一度内容を確認して、きちっと整理をしたいと思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第4号 道の駅太良公園の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

日程第7 議案第5号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第5号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第5号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第8 議案第6号

○議長（末次利男君）

日程第8. 議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

これは都道府県のたばこ税の一部を多分市町村のほうに移譲されるということだと思いますけれど、ちょっと詳しい説明をしていただけますでしょうか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

これが税源移譲がなされた背景から申し上げたいと思います。

平成23年度の税制改正によりまして、法人実効税率の引き上げと課税ベースの拡大措置が行われました。これに伴って都道府県と市町村の法人税にかかる分についての税の増減収が発生します。それで、それを調整するために都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に税源移譲を行うことで調整するというところでございます。平成25年4月1日以降に売り払われるたばこから適用されることになっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

そしたら、我が町の税収、たばこ税の収入も上がると思うんですけど、ここ数年は四千二、三百万円で推移したと思うんですけど、大体年間にするとどのくらいになるでしょう

か。予測です。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

23年度のたばこ税の税収見込みから試算をしましたものがございます。それによりますと、全体で7,000千円程度の増収が見込めるところでございます。

○8番（川下武則君）

税務課長にちょっとお尋ねですけど、私の素朴なあればってんが、消費税は消費税に取って、たばこ税はたばこ税に取ってというか、何にでも税が重ねる部分が、よく先輩たちがたばこを吸いよって、おれたちは町にも貢献しよってやっけんということば言うてくんしゃつとばってんが、もちろん町にも貢献しよってばってん、こうやっっている部分から税ば取らんで一括で町税の中で何とかでけんもんなんですか。（発言する者あり）

素朴な私の思いです。町税というのも払いよっちゃなかですか。たばこを町内で吸いよる、今7,000千円ぐらいの税収があるということやっばってん、その7,000千円の税収はしゃつちたばこを吸いよる人から取らんでも、町税を一律に上げたほうがよかつちなかかなと思ふとばってん、どがんですかね。

○税務課長（藤木 修君）

お答えになるかどうか、お答えいたします。

あらゆる機会をとらえて税を課税することのほうですべての方々に均等に、負担が偏らない、そういうやり方でたばこについても当然国が定めた税率を負担していただくと。町税だけに、町民税だけにそれをしますと、いろんな隔たりが出てくるというふうに考えますが。

○7番（牟田則雄君）

これも素朴ですが、たばこの1箱当たりの販売価格の上がる時期とこの税の上がる時期が必ずしも一緒じゃないみたいな感じで、上がる割には今回1本当たりに計算したら64銭ぐらいですかね、これ1,000本当たりでしやるけん、大体1本当たりに直せば64銭ぐらい、1円なか、64銭ぐらいですよ。その割にはたばこは100円も200円も上がって、その上がった分のあれは業者のほうに行きよるとか、国が余分に取りよるとか、その辺はどう感じられておりますか。そして、これはもしここで通ったら、4月1日からこれは上がるということでしょうか。その2つ、2点お尋ねします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

通常のたばこ税の税率の変更ですと、それに伴ってたばこの価格も同時に上がってまいります。今回の場合は税源の移譲ということで、地方税全体でのたばこ税は上げないで、変えないで、都道府県に行っていたものを一部を市町村に移譲するという形ですから、たばこの価格そのものは変更はございません。

それから、実施時期につきましては、平成25年、来年の4月1日以降に売り払われるたばこからということになります。

○10番（久保繁幸君）

今の料金に対しての関連ですが、これを1日に換算しますと、1,000本の月4,618円が5,262円、その差額が644円になりますよね。それに1,000本を換算しますと、1日20本吸う人は、1,000本は50箱になりますので、1日1箱、20本吸う人が、これを換算しますと1日13円のアップになりますよね、644円の50箱で割ったら。そしたら、13円を365日、仮に1箱20本吸った場合、4,701円の増、その4,701円というのは、みんな町税の収入になるわけですか。もう1つの分も、3級品の場合も305円の差がついておりますが、これでも年間通しますと2,226円ですか、その分みんな町税のほうに収入ということになるわけですかね。それで7,000千円程度の増収というわけですかね。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

今回の改正につきましては、地方たばこ税として都道府県と市町村にそれぞれ納付されている税額全体としては変えないで、都道府県たばこ税から市町村たばこ税に、今おっしゃった1,000本当たり644円、あるいは旧3級品につきましては1,000本当たり305円が移譲されるということです。だから、消費者の方が負担される金額は変更はなく、その分が町たばこ税として増収ということになるということ、その分県が減収になるということでございます。

○11番（坂口久信君）

これたばこに関連してですけれども、非常に喫煙者は肩身の狭い思いをしよるですね。そういう中で、白石にしろ、諫早市あたりも特に喫煙場所もきれいな喫煙場所が中に設けてあるわけですね。いつか江北町長とも話したときもありますけれども、非常に喫煙者が変な目で見られるような状況ですけれども、この辺の整備について、今回エレベーターですか、そういうとも設置されるような状況の中で、そういう場所をぜひ喫煙者のために場所を設けていただくというようなことはできないものですかね。その辺についてお尋ねをします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは長い期間で、今ようやくこういう雰囲気、喫煙者が肩身の狭い思いをするような雰囲気になってきておるわけで、以前は庁舎内に部屋を設けておったという時期もございますし、それをずっと年月がたつに従って、外で吸うという方向に変わってきておるものですから、ここで改めてまたきれいに部屋を1つ設けて、きれいな部屋で吸ってもらおうという方向にはなかなか行きにくい状況だというふうにこちらとしては考えております。

○11番（坂口久信君）

中は別として、結構今この喫煙者の人たちにも、全国的にも見直しあたりもされている状

況でもあるわけね。それがあくまでも害というわけでもなかけんですよ、庁舎内でも、のうしてもよかし、外のほうでも、やっぱり外来で、いろんな町に来られた人たちのためにも、玄関が果たしていかどうかは別として、そういう場所をね、やはり50,000千円も60,000千円も払ってき、もうあんたつくとはい、5,000千円じゃい、1回つくっておけば、もうそれでよかし、結構消防団の方たちも夜警とかなんとかしながら、あそこんにきでたばこを吸ったりなんかして、非常にそういう要望もあるわけやっけんがさ、少しは我々喫煙者のためにもそのくらいの金を使ってもよかかなという気がしておりますけれども、どうでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど申し上げましたように、そういう流れも一面あるかもしれませんが、今のところは外で適正に吸っていただくということをお願いをしたいと思います。

○11番（坂口久信君）

のむ人とのまん人との医療費あたりの関係で、院長もせっかく、喫煙者の院長でありますけれども、ここに来ていただいておりますので、どういう効果があって、どう医療費に関係をしているのか、何かわかったら教えてください。院長、せっかく来ておられるので。

○太良病院院長（上通一泰君）

私も喫煙者ですから、大きいことは言えませんが、喫煙によって発がん率というのはやはり有意差をもって上昇すると言われておりますので、そのあたりの治療、医療費を考えると、喫煙によって医療費が上がっている面はあるのかなとは個人的には考えております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第7号

○議長（末次利男君）

日程第9. 議案第7号 太良町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

この条文の2項「審議会の委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する」、その3番目、学識経験がある者の中に町会議員も含まれますか、含まれませんか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

町会議員も含まれます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

太良町の基本的な考え方としては、唐津の議会の中で議会規則の中に決めておられる各種の審議委員とか委員はなるだけ兼職しないということを太良町の基本姿勢とされていると思うんですが、それから考えると、これはそれに該当すると思うんですが、ここには町会議員は入らないほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今まで慣例として委員の構成メンバー6名という中で議会選出で1名選出をしていただいていた流れで来ておりますので、今現在については継続した考えでおります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

それはおかしいですよ。後でそれがもし今の答弁が本当ということになれば、それはちょっと問題になると思うんですが、どうですか。そこら辺はよう慎重に考えて返事をしないといけないんじゃないですかね。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

従来におきましては、今課長が申し上げましたとおりに議員の方々の中から代表の方が1名、この社会教育審議委員会の委員になっていらっしゃいます。今おっしゃるように、兼職ということは原則として禁ずるといような方向でなさっておりますので、このことについては改めて検討させていただきます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ちょっと関連でございますが、この公民館運営委員ですね、これと社会教育委員と兼務されている人が多いと思います。ということは、1つ私が申したいのは、佐賀県いっぱい市町村を見ましても、太良の場合は議員が委員長になって、この地区の代表ということで藤津地区、あるいは県の大会、県の委員会等も出るわけですけれども、佐賀県いっぱいをこうして

大きく見てみまして、私のおとき、3名の方が議員を兼務しての社会教育委員、あるいは公民館運営委員と、こういう方が3名やったわけですね。そうした場合、果たして、太良の場合は議員がなった場合は必ず委員長になるというのがずっと歴代の先輩の議員さんたちがやられています、そこも1つ検討する材料があるんじゃないかと思ひます。というのは、1つは、委員会等がいろいろとダブった場合は、どうしても議会が優先ということになります。そうした場合は、この公民館運営委員、そしてまた社会教育委員、委員会があっても委員長が欠席というような事態がたびたびあったことがございますから、その辺もやはり全体で議員側も、そしてまた委員側も検討する必要があるかなと思ひるところでございます。

以上、回答は要りません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第7号 太良町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第8号 太良町立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第8号 太良町立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第9号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第9号 太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第9号 太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第10号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第10号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

この条例を見ますと、身障者とか被災者とかいうような方々が大体優先するような条例になっているんですが、もし町営住宅が満杯の場合にそういう方が申し込まれた場合は、こちら辺はどちらを、この条項を見ますと、そちらのほうを優先しなければならないような内容になっているんですね。そういう場合はどういう考えで対応される考えでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回、改正の内容は、同居親族要件が廃止されたことに伴って、同居親族要件を引き続き要件とする場合は、市町村、県、自治体で条例で定めなければならないと。その中に単身入

居ができる世帯ということで、特に居住の安定を図る必要がある者と、そこに障害者の方とか高齢者の方については単身入居ができるというふうな規定をしておるだけでありまして、優先的にどうのこうのというのは、この条例の中にはございません。

以上です。

○8番（川下武則君）

同じような質問にもなるとばってんがですよ、一応住宅のほうに入られて、収入がずっと上がって、ある程度上がっていったら出ないといかんようなあれもありますよね、条例が。その中で今までそういうふうな方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

平成23年度、22年度、それぞれその年度において収入超過者が7世帯ございます。

○8番（川下武則君）

実はこの質問は、町営の住宅のほうに入りたいたいんだけど、なかなかあきが少ないんで入れないといいますか、待ち時間と言ったらおかしいですけど、待っていてもいつまでもあかない状態というのがかなりあるということで、そういう部分も含めて今後、町民をふやすに当たっても一緒ですけど、そういうふうなお考えは建設課長はお持ちじゃないですか。新しく建設も含めてですよ、こういう関連ですけど。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

現時点では町営住宅を新しく建設する予定はございません。先ほど申し上げました収入超過者の方につきましては、町営住宅を明け渡すように努めなければならないというふうになっておりますので、毎年家賃の算定を行いまして、家賃を決定してそれを通知するわけですけど、その通知文書の中にも今回収入超過者となっておりますので、明け渡すように努めてくださいというふうなことで通知はしております。

なお、そういう収入超過者の方については、収入に応じてそれなりの高額な家賃を徴収しております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

高額な家賃と言いましたけれども、その金額。その前に7名の方がおられたということですが、その7名、自主申告なのか、町が調べて、おたく出ていってもらえないかと、どっちなのか、その2点をお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町営住宅の家賃で、23年度で40千円を超えている、四万二、三千円の方が一番高い家賃に

なっております。

それと、収入申告というのは、これは公営住宅法で決まっております、入居者の方が必ず申告をしなければならないとなっております。この申告をしない入居者につきましては、法で決まっております、近傍家賃の2倍ぐらいの、相当高額な家賃を徴収することができるとなっておりますので、現在のところ収入申告ということで入居者の方が全員、9月ぐらいに申告をされております。

以上です。

○5番（山口 厳君）

その収入申告ということであります。しかし、なかなか税というのはだれでもなるべく少ないがいいということでもありますので、何というのか、チェックというんですかね、そういうふうなどはどのくらい厳しくやっておられるのかといつも考えるわけですが、私たちがこう、あらこの人は、この人はと見ても明らかな人が3分の1近くいますからね。仮にああいう、今川下議員のように、待つ人がいっぱいいて、そういう人たちがまだそこにいるんだったら、その辺も幾らかの改良の道というか、改革の道があるんじゃないかと思うわけですが、やはり自主申告でするわけですから、その辺のチェックというのか、その辺を厳しくと、もう少し、もしこうしたときにペナルティーがそれだけじゃなくて、ほかのペナルティー等も考えられないのか、その2点をちょっとお聞きします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

収入申告につきましては、申告書の金額につきまして担当者のほうですべてチェックをしております。その収入の認定方法ですけど、所得税法による控除された額から公営住宅法によるまた控除というのがいろいろ決まっております。そういった規定がありますので、まずは税務課等からのチェック、それと入居者、同居者の方の状況ですね、例えば、障害者の方がおられたら控除がまた別にありますので、そういったものを含めて、すべて厳密にチェックはしております。

ペナルティーについては、現在のところ割増し家賃というか、その分家賃を取っておりますので、特に今のところ考えてはおりません。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

割増し料金はそういう結果になった時点にさかのぼってやるのか、わかった時点からやるのか、そこら辺はどうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

家賃の算定は毎年行っておりますので、先ほど申し上げましたけど、収入認定を10月に行

いまして、毎年、次の年の4月1日の家賃に反映させております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

身体障害者とか高齢者と文言が全般を見てあるんですけど、その身体障害者で車いすを利用しなければというような方たちのために、今あちこち町営住宅がありますけど、そこら辺の整備はしてありますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

階段による手すり等については設置をしております。それと、入退居があった際に、部屋があいたときには床の改修等はバリアフリー等で段差がないような方法で補修等しておりますけど、特に車いすでどうのこうのといった対応はしていません。

○9番（見陣泰幸君）

この条例にもあるとおり、身体障害者も受け入れるようなことを書いてあると思うんですよ。1階から3階まである住宅については、そういう2階、3階とあると思うんですけど、そこら辺しかあいていないと、入居の申し込みがあった場合ですね、そういうときにはどうするのか、車いすを必要とする人たちとかですね。そこら辺の人に対しての対応はどういうふうにするのか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

単身入居ができる例外として身体障害者の方も定められておりますけど、これは一定程度の障害の方ということで、その住宅に対して単身障害者の方も入られるというようなことで、車いす等の方についてはこの一定程度、そういう対応をしていない住宅についてはちょっと入居はできないんじゃないかというふうに思っております。

○7番（牟田則雄君）

今のとに関連ですが、町条例の中に部屋の入れかえもそういう条件によってはできるというが多分入っていると思うんですよ、条項の中に。それからいけば、一番下、そういうとを使いやすいと、全部をするのは大変ですが、一番下の1階部分の何部屋か、そういうふうにして車いすでも入れるような部屋を幾らかつくれば、そう金がかからんでもできると思うんですが、多分この太良の住宅条例の中には入れかえもその人によってできるという条文が入っていると思うんですよ。今ちょっと何条の何かは、ちょっとここに持ち合わせておりませんが、多分私が読んでいきよった中に、部屋の入れかえも勧めてできるというような条文も入っておったと思いますので、その一番下の階ぐらいの何部屋か対応できるような部屋を設けていただければ今の問題も解決すると思うんですが、どうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、今までにも二、三戸公募した場合に、障害者の方が家族におられる方につきましては、1階のほうに優先的に入れたりしております。

それと、現在入居されておられる方も、3階におられる高齢者の方が1階に引っ越したいと、ただし、ほかの団地には移りたくない、そういったこともありますので、同じ団地内で1階があいた場合はそちらのほうに引っ越してもらうような考えはあります。

ただ、その1階について、そういった改築といいますか、そういった対応をするということは、建物自体のですね、今のところは考えておりません。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第10号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第11号

○議長（末次利男君）

日程第13. 議案第11号 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

この条例の中で、勤勉手当が業績手当というふう書きかえちゃってばってんが、その業績というのはどう、勤勉手当というのは毎日まじめに出てきたということで勤勉という部分で私は解釈しとってばってんが、業績手当というのは、例えば、患者さんがふえたとか、院長が今そこにおんしゃるけんばってんが、そういう部分で結局お客さんがふえて、収益が上がったら業績手当として払うものなのか、そこら辺を明確にちょっと聞きたいんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今言われた勤勉手当についてまず説明しますと、まずは今言われたような勤勉手当の意味合いというのは、もちろん毎日出てくるのは当然のことです。それができていないのであれ

ば、個人の成績として減額をするというのはもう一般的な考え方だと思うんですね。今まで実際その勤勉手当というものが条例上ありましたが、実際その勤勉手当を使って給与の上限をされていた形跡は余りありません。ということで、それならば今回から業績手当という名目に変えた上で、その業績手当というのは、先ほど議員言われたみたいに個人の目標が達成できるというのが個人の部分の成績であるのと、もう1つ言われたように、病院自体の経常収支が上がったりとか、そういう目標設定を6項目ほどやって、今2年間ずっと数字を追ってきています。そういう数字が達成できた場合、そういったときに業績手当というふうに考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

ということは、そしたら1年間という期間を設けて、要は給与とか、そういう部分に反映させるということですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

一応年当初は4月で始まりまして、3月いっぱいまで見たいんですが、3月であればある程度の予測というふうになります、3月の状況はですね。期間としては4月スタートの3月の業績を見た結果の支払いということになりますので、支払いの時期も3月を予定しておりますので、業績を評価する期間としては4月、3月と考えていただければと思います。

○8番（川下武則君）

非常に明確でわかりやすいんですけど、これ院長にお伺いですが、1年間ですよ、実績を毎日毎日業績として積み上げにやいかんという部分で、もちろん院長だけでできる問題じゃないと思います。特に看護師さんたちの対応とか、いろんな部分を含めて、みんなで業績といいますか、病院自体の全部で上げにやいかん部分ですけど、院長としてはその業績を上げるに当たって、どういうふうにしたいというふうな思いがありますか、その思いをちょっと聞かせてもらいたいんですけど。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

基本的には現在の病院の理念に沿って、今年度もしてきましたように委員会を充実させたいと思っておりますけれども、来年度からそれに加えて、総師長、あと病棟師長、外来師長が各部署のスタッフを評価する、そういう作業も加えて、現場の緊張感を持って、業績の改善につながっていけばいいと考えております。

○9番（見陣泰幸君）

先日、説明書をいただいて説明いただいたんですけど、その中に太良町立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例のところ、下のほうを見ますと、特殊勤務手当の廃止と

書いてあるんですけど、この特殊勤務者はどういう方に属するんですか。

○議長（末次利男君）

質問者に申し上げますが、次の日程第14で出ますので、そこで質問してください。（「済みません」と呼ぶ者あり）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第11号 太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第12号

○議長（末次利男君）

日程第14. 議案第12号 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（見陣泰幸君）

済みません、先ほど言いました、申しわけございません。

特殊勤務手当の廃止と書いてあるところは、どういう部類が特殊勤務に値するのか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、特殊勤務手当、幾つかありまして、1つが放射線技師の危険手当、あと検査技師のそういう危険な、針とか使いますので危険手当、そういったコメディカルに対する危険手当が3,800円とか、そういう額がついておりました。あともう1つ、特殊勤務手当の中に入っているものとして、病棟の看護師の夜間勤務手当というのがあります。一般的に言われる夜勤手当ですね、夜勤をする看護師に対する夜勤手当というのが入っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

この前、3月8日の全協の折に条例改正等々で説明を受けましたので、大分体質改善は行われたと思うんですが、今後は経営改善の方向も皆様方で努力をしていただきたいというふうに考えております。といいますのも、やはり診療、特に夜間等々ですね、夜間の診療、救

急患者様ですか、そういった方がおいでになるときに、民間の病院等々では一晩泊まって帰りなさいというような、一つの例なんですよ。そういうとで幾らかの点数を上げたりなんたりするような方向性もあると思います。そういうふうな今から先の経営改善、小さなことから大きなことまで段々とあると思うんですが、そういうことも今から先は努力して改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今言われた一つの例ですが、そういう話も随時院長ほか、私と総師長、あと師長2人、毎週月曜日の朝7時45分から集って話をしています。毎週毎週そういった話をしています。前の週にあった問題点などもそこで話を出したりして、改善するところはそこで話をしたらもうすぐ現場に落とすと、そういったことで、1泊入院とか、そういったこともどんどん、患者様の状況が一番ですけど、そういった患者様の要望があったらもちろん入院させると、そういったことは管理側として伝えるようにはしています。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第12号 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第13号

○議長（末次利男君）

日程第15. 議案第13号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

限度額の80,000千円、これは総額ですか。もし1人当たりとか1団体当たりの上限が決まっていたら、そのところをちょっと2点お願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

80,000千円は総額の限度額でございます。1人当たりの限度額につきましては、園芸作物経営が1,000千円、畜産経営資金が1,000千円、ノリ養殖資金が1,000千円、家畜伝染病対策資金が5,000千円となっております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第13号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第14号

○議長（末次利男君）

日程第16. 議案第14号 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

これは面積はここに出ているんですが、ふだん考えるときに大体どんくらいの長さやろうかというのが一般的に考えますので、これは大体延長、これを見ますと、ほかのところに書いてあるのか知りませんが、これだけ見ますと、ちょっと延長、幅が載っていないようですが、これをちょっとわかったら教えていただけませんか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

辺地につきましてはの延長というのは特に調査はいたしておりません。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、平米は出ているんですよ。これは両方、もう1つの御手水・風配のとも2つとも平米数は出ているので、平米を出すときには基本、長さ、幅を普通は出すと思うんですが、この長さの幅が、大体これになっている、その長さとお幅をお願いします。

○財政課長（大串君義君）

私が今申し上げているのは、辺地の区域についての延長は特に調査はいたしていないということで、各小字がありますので、その字がずっと面積がありますので、その幾らかの字を集計したやつが面積という形で集計をいたして計画書の中に面積としてうたっておりますけれども、その字の区域の延長という意味では調査はいたしておりません。

以上です。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員御指摘の件は、工事をする町道の改良の部分ですね、済みません。

中尾線につきましては、一部改良が済んでいるところがございますので、一番下から今回計画している一番上までの延長は約1,200メートルです。その1,200メートルの中で5工区、5カ所に工事を行うわけですけど、その施工延長が520メートルです。幅員につきましては6メートルで予定をしております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

この前、議会でこの中尾のあの辺ですか、あの辺を見たんですけれども、せっかく広げられるんでしたら、あそこを見よったら、ちょうど幅も結構あったもんですから、そのままの状態が進められるよりも、少し幅を持たせて、やはりいろいろ、例えば、駐車場的なことも考えれば、少しは広げて、何か法事とかなんとかいろいろその地区の行事があつたりなんかしたとき、やはり道にとめたりなんかするような状況もあると思うわけですがけれども、せっかくのついでと言うとおかしいですがけれども、結構あそこは広げられるかなという、地権者もそがん問題もなかかなというところがあったもんですから、どっちみちならこの際、この対策で少し広げて整備ができるとかなと、将来のためを考えてですよ、そう感じましたけれども、その辺についてはどのような、今までどおりの線引きしたとおりののか、少し広げることができるのか、答弁をお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

計画幅員の6メートルというのは、改良区間がありますので、大体その改良区間に合わせたというか、大体基本的には6メートルということでございますので、場所によってはもちろん6メートル以上、7メートルとか、カーブあたりになればひょっとしたらそれ以上になるというふうなところも出てくると思いますけど、これは実施測量に入った段階で地元の方に立ち会いを当然してもらいますので、そのときに幅員については検討したいと思っております。基本が6メートルということでございます。

○11番（坂口久信君）

幸いにして今から実施設計をするというようなことでございますので、やはり地区の人た

ちの要望等も十分聞いていただいて、やはり設計ができるもんなら、将来的に考えてそういう設計をしていただければ、その地区の人たちも大変喜ばしいことであるし、また、いろんな大型トラックとかなんとか、そういう部分も行き来もあると思いますので、離合も大変便利になるかなという考えを持っておるので、ぜひとも地元の人たちの要望等を聞きながら設計に臨んでいただきたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、測量等の段階で地元の要望になるべくこたえられるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

一応2カ年計画でということが書いてあるとばってん、ですよ。できればこれ1カ年ぐらいでばあっとできないもんかなというふうに思いますけど、そこら辺はいかがですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回、次の議案でございますけど、もう1路線計画しておりますので、1路線に偏ることなく次の議案のほうで辺地の計画を上げておりますけど、そちらのほうも2年間ということで、ちょっと今の予定ではどちらも2年間で実施していきたいというふうに思っております。

○8番（川下武則君）

と申しますのも、実はその後にみんなで六四の館のほうに見学に行かせてもろうたとはばってんが、非常にその六四の館でもいいカブトムシとかクワガタとかをつくられているといただきますか、今から先そういうところが利用客と言ったらおかしいですけど、勉強に子供たちが来たりとか、あちこちからそういう部分も来られたりする中で、早急にできればいいのかなと。先ほど坂口議員もおっしゃったように、広げられるところは広げて、そうやって見学に来られたり、いろいろする人たちに利便性があるような計画を立てたらどうかなという思いで今質問しております。もう一回いいでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

実施の段階で延長が、この予算に対してどれくらい施工できるのかはちょっとわかりませんが、計画としては2年間で行っていききたいと思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第14号 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の策定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第15号

○議長（末次利男君）

日程第17. 議案第15号 御手水・風配辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

この前の案と同じで、先ほどは紛らわしかったと思いますので、町道南木庭線と書いたところの延長をよろしく願います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

南木庭線につきましても一部改良が済んでいるところがございます。今回計画しておりますのは、広域農道のちょっと下のほうから始まりますけど、3工区で、計画延長が1,000メートルでございます。その1,000メートルのうち施工延長が610メートル、3工区で610メートルというふうに計画をしております。幅員は基本的に6メートルでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

関連になるかと思えますけど、ここもですけど、中尾の辺地もですけど、太良町内にこの辺地と呼ばれる場所が何カ所あるのか。

それと、この辺地に指定する、そういう条例か規約かあると思うんですけど、そこら辺は後でいいですから文書ももらえればと思いますけど、どうでしょうか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

太良町には現在6辺地がございます。

それと、辺地に関係する条文については後ほど差し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第15号 御手水・風配辺地に係る総合整備計画の策定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

午前中に引き続き、直ちに会議を開きます。

日程第18 議案第16号

○議長（末次利男君）

日程第18. 議案第16号 平成23年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありません。

○3番（所賀 廣君）

第5号補正予算書の2ページですが、歳入のほうになりますけど、4番のたばこ税、増収とも言うべき、補正額が7,212千円の税の増収になっておりますが、具体的にどういうことで増収になるのかお答えいただきたいと思っております。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

たばこ税につきましては、22年10月に税率改正が前回行われました。そのときの税率のアップが40%アップ、大幅なアップになりました。皆さんが購入されている本数的には毎年大体100万本ずつぐらい減っているんですけども、その税率のアップが影響したものだというふうに考えております。

○3番（所賀 廣君）

このたばこ税ですが、以前もお伺いしたことがあります。太良町の販売店が置いた自販機、もしくは自分の店でも売っておられると思っておりますが、あくまでも地元の業者さんが設置された自販機、もしくは販売店と思っておりますが、それで間違いございませんか。

○税務課長（藤木 修君）

販売許可を取られている方が設置された店舗、あるいは販売機で売られたものが該当するというふうに考えます。

○3番（所賀 廣君）

そう考えましたときに、たばこを吸われる方もよく言われますけど、どことどの分が太良町で据えとつとかいとか、パチンコ店だとかコンビニとか、いろんなつかみにくい要素はあろうかと思えますけど、その辺は行政側としても公表するべきではないと思えますが、ある程度把握しておいて、例えば、A、B、Cある中でAとCは太良町の販売機で、Bは他の地区の業者さんよ、そういった形のある程度把握するといえますか、把握しておきながら我々も知っておきたいというのは、できるだけ町内でたばこを買いたくなくなったときに、じゃ、あそこの販売機がよかねとか簡単に言える状況であれば、そのほうが少しでも税収につながるかなというふうに思いますので、今後、把握するという面については、知っておくべきことじゃないかなと自分自身思いますが、今後の見通しといえますか、その辺の自覚といえますか、どういうふうにお考えになるのか。もう最後の質問になりますけど、全般的にお答えをいただきたいと思えます。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

販売機の設置者については、それぞれ把握しているつもりでございます。ただ、その方々がどこに置かれるかは業者さんの御都合であって、認可された販売業者さんに卸されている卸売元がそれぞれの業者さんの所属する市町村に納税するという形になりますから、何と申しましょうかね、とにかく販売機の設置者については、我々把握しているところでございます。

○6番（平古場公子君）

46ページの委託料ですけど、ほとんど減となっていますけど、中でも子宮頸がん等ワクチン接種委託料7,188千円とかなり大きいんですけど、これの説明をお願いします。健康増進課長。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

子宮頸がん等ワクチン接種委託料の減ですけれども、7,188千円の減をいたしております。これにつきましては、子宮頸がん、それから小児肺炎球菌、それからヒブワクチンの3つ一緒になった委託料でございます。

子宮頸がんにつきましては、大体予想としては890人ぐらい予想していたんですけども、600人ぐらいになっております。

それと、肺炎球菌も586人ぐらいを予定していたんですが、これは新聞等で御存じだと思

うんですけれども、副作用の反応が出て、5人か、年度当初ごろにちょっと死亡例がございまして、このヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの接種控えが起きました。それで、今のところ580人ぐらい予定をしていたのが184人ということで、大分少なくなっております。

それから、ヒブワクチンにつきましても、300人を予定していたんですけれども、144人ということで、実績としてかなりの人が接種控え等で少なくなったことで7,188千円の減額をさせていただいているところです。

以上です。

○6番（平古場公子君）

子宮頸がん対象者として中学1年生から高校3年生までですかね、全体の対象者の何割ぐらい、今、23年度で受けておられますか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

昨年から子宮頸がんワクチンの接種が始まりまして、今のところ82%が接種をいたしております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

16ページ、歳入の目の1と2についてお尋ねいたします。

これは減が12,532千円か、1目。個人の分が減になっておりますが、これは課税対象者が減ったのか、何かほかの理由があってこれだけ減ったのか。それと、2目の法人のほうも2,000千円以上の減額に、減収になっていますが、これは法人数が減ったのかどうか。この2点、関連していますので、一緒をお願いします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

当初予算を組むときに、個人住民税のほうからお話し申し上げますが、過去5年程度を平均した形で予算計上させていただいております。それで、その結果として、今年度の税収見込みが所得割のほうで10,000千円程度減額になっているという状況でございます。

それから、法人については、法人数も7法人減っておりますし、それから法人税割についても企業の減収等の影響があらうかと思いますが、その分、650千円程度減って、最終的に2,000千円の減額補正という形になったところでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、1目についてですが、課税対象者の減よりも所得割のほうの減が主な原因ということで考えていいでしょうか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

具体的な対象者の数字というものをちょっと資料として持ち合わせておりませんが、所得そのものが減った方、あるいは対象者として外れた方、両方いらっしゃるというふうに考えます。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の32ページ、節の13の委託料のL G W A Nサーバ等更新委託料と、その下のイントラネット用ネットワーク機器更新委託料、これも当初予算のままで何も使われていないんですけど、その内訳を。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これについては、当初予算を今年度、23年度で実施するというふうにしておりましてけれども、来年度、24年度ですか、電子計算機の更新の時期を迎えますので、そのときに合わせたいほうがいいということで、この金額については今年度減額させていただいて、24年度でまた再度計上して、機器の更新等をしたいというふうで設定をしております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

これは22年度も上がってきていなかったわけですけど、更新とかは何年に1回とかは決まっていないんですか、ただ、自分たちのあれでできるんですか、これは。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

イントラネットのほうについては町のほうですけども、L G W A Nのほうについては県の事業でありますので、県についても翌年度にするということでありましたので、県のほうと合わせると。それと、イントラネットについては、機器の更新等はリース期間がありますので、5年間というのがありますけれども、それに合わせる設定もありますし、今回については、その中身についてももう一度検証しようということで、24年度については、インターネットのOS等も変わってきましたので、24年度にさせてもらって、業者とも相談して、今年度はちょっと事業をもう1年延ばして翌年度にしようということにした、このように予算をした状況でございます。

○8番（川下武則君）

余りよか質問じゃなかかかもしれんばってんが、37ページの町議会議員のとのですよ、無投票やったという関係で減額なんですけど、私たち議員も議員年金とかなんとかもなくなったりとかいろいろしておるもんやけんが、今後の課題としてですよ、町長選に合わせるとか県議会選に合わせるとか、4年に1回の選挙なんですけど、そこら辺で選挙をやったときに、今のあれでできるもんかできないもんか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

今の質問にお答えをしたいと思いますが、例えば、町長選が今2月になっているわけですが、それを議員、どちらかに合わせるということにした場合、町長がお一人ですから、お一人の分をそこに合わせて7月か8月にするというにするとすると、今の現町長がそのままそこでやめたと。やめて、例えば——ちょっとなかなか難しいんですけど、それを合わせるということになる、また同じ人が出た場合は残任期間にしかならないとか、そういう規定があるわけですよ。だから、全く違った人がある意味出れば何とかなる可能性はあるかとは思いますが、同じ方が出られたら、議員も同様ですが、同じ方がまた出られたら残任期間しかないという規定等がありますので、そこら辺が非常に難しいところですよ。残任期間しかできない。だから、例えば、町長があと任期を3カ月か4カ月残して早くやめても、もっと前にやめたとしても、また同じ方が当選されたら残りの残任期間しかないわけですよ。そういうことがありますので、なかなか合わせるのが難しいというふうに思います。

○8番（川下武則君）

ということは、今、町長が2月の選挙、県議会選が4月、私たちとが7月ですよ。ということは、これは今後もずっと何十年たっても、太良町がある限りはこういうふうな感じになるということで、そういうふうな解釈でいいんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

その御理解でよろしいと思います。

○7番（牟田則雄君）

今のどのちょっと関連質問ですが、これは条例でね、その前、もし議会がそういう前向きな考え方で条例を変更できるのか、それは条例変更もできないのか、そこら辺はどうですか。今のと、ちょっと気になったもんです。その前に議会でもし変更ができて、町長と一緒にできるような条例がつくられるのであったなら、みんながそういう前向きな考えなら変更ができる可能性もあるもんじゃない、そこら辺はどうですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは条例等の規定じゃなくて、公職選挙法の規定にのっとってやりますので、その規定を外れたようなことはまずできないということをお考えいただいたがよろしいと思います。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ちょっと同じ質問ですが、そしたら、ちょっとお聞きしますが、昭和30年に大浦と多良と合併して太良町というのができたわけですよ。そして、その年の7月に1回目の町会議員選挙がっております。それで、そういうことができないということで、永遠に今まで7月

ということで続いている、その考えでいいわけですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その合併のときは、多分、合併特例のほうで何か一緒に選挙ができるとか、そういうのがあったはずなんですけれども、通常、そういう特殊な場合でない限りはそのままいくしかない。何らかの手段を講じないと、同じ日に投票日をするというのは、ここではちょっと申し上げませんが、何らかの形をとらないとできないと思います。

○議長（末次利男君）

その場で暫時休憩します。

午後 1 時18分 休憩

午後 1 時20分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えをいたします。

先ほど、ちょっとここで申し上げませんがと言ったのは、議員がお話を全部されて、町長選挙に合わせようということで、その町長選挙に合わせて全員辞職するというようなことをされれば、それは可能なんです。ちょっとあえてそこで、ここで言うべきかなと思って、ちょっと先ほど控えたわけなんですけれども、だから、とにかく公職選挙法にのっとってしかできないということだけ御理解いただきたいというふうに思います。

○税務課長（藤木 修君）

先ほど、ちょっと答弁が不十分だった部分についてお答えしたいと思います。

販売機等については把握していると申し上げたところで、町外の方が太良町内で販売をされていたとしても太良町内で販売許可を得なければなりません。その分については太良町にたばこ税が入ってくるという仕組みになります。

現在、そういう方というのは、よそから来られたコンビニ等もありましようけれども、当然、太良町のほうにたばこ税が入っている状態でございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○3番（所賀 廣君）

そういったもろもろの調査といいますか、実態というのは恐らくたばこ組合というのが、県内どういうふうに分かれているかわかりませんが、たばこの組合さんというのは、そういった全体的な自販機の配置した方とか業者さんというのがすべて組合さんのほうで把握しておられるんですか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

たばこ組合のほうにはすべてがすべて加入されていらっしやらないというふうに聞いておるところでございます。

○5番（山口 巖君）

今たばこの話がずうっと出ていますが、今政府が打ち出しているのは喫煙者を12%に絞り込むという、こういう数字まではっきり出して打ち出しているわけですよ。そういう中で、いろいろな施設なり考えもあろうとは思いますが、12%を今の政府がそういうふうな格好で目標を達成した場合の税の収入あたり、もうそろそろ計算しとかにやいかんのかなと思いますが、準備はできているというところですかね。12%は聞いておりましたよ、喫煙者を12%に絞り込むというふうな提案しています。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

それは喫煙者というか国民の健康政策上のことであるというふうに思いますけれども、それに対して準備とおっしゃいます、我々として特になすことはございません。

○5番（山口 巖君）

ということは、もうJRのホームあたり、あるいは空港あたりはどういうふうにして、もう処分をずうっと通りもきれいにやっているわけですよ、そういう中で、太良町の施設はどうするかという格好含めて、税も含めてそういう判断をしなきゃいけないのかなというところですよ。

しかし、今私たちが見るところ、12%というのは今数字を出して、すぐたばこの葉っぱの農家あたりが物すごく陳情等を出して、そういう数字は余りにも低いということで、もう少しというような数字を出しています。それは新聞等切り抜きを私が持っていますので、提出してもいいんだろうけれども、そのもの数字はやはり小宮山厚生労働大臣ですかね、あの言葉から出ている問題で、もしかしたらそれを実現するんじゃないかと思うところがございます。

ですから、やはり町立病院を含めてそういうところは今後どういうふうにしたほうがいいかということを行っているわけですよ。ということは、もうそういう場所を整理の段階に入るのじゃないかなと私は、こう考えるわけですよ。そういうところですよ。ちょっと最初、たばこの喫煙所の話も出ましたから総務課長からちょっとお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

12%まで絞り込むというふうなお話を小宮山厚生労働大臣がおっしゃっているというふうな話なんですけど、そういうふうになると、それでもまだ吸っている方がいらっしやるわけなので、今の状況をずうっとしばらく続けて、どういう形でそれをきちんと収束していくか

とかいうのは、ちょっとまだ私の頭の中にもありませんので、済みません。今の形で、太良町役場関係は外で吸うということになっておりますので、そういう形で続けていくということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（末次利男君）

ほかにありませんか。

○10番（久保繁幸君）

8ページの教育費の継続費補正のほうから伺っていきませんが、補正を今年度314,277千円やっておられて、補正後の未執行額が74,713千円のまずは不用額の説明から、未執行額の減からお尋ねいたします。これはなぜなったのか、これからまずお尋ねいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

23年度の補正後の74,713千円と、要するに進捗率に伴いまして、多分もう議員御存じのとおり、いまだ基礎の段階でございます、生コンを打ったような状況でございます。内容については、本体工事にかかわる68,690千円と管理業務とか発生しておりませんので、24年度にかかわってきますので、あと校舎の仮設の分の6,228千円、合わせた額74,712,800円が23年度でございます。

そこに314,277千円、この部分につきましては、23年度の当初計画をしておったわけですが、ここに入ってくる、解体、本体工事、管理業務、仮設、あと役務費、申請関係の手数料関係含めたところの314,277千円ということで、その分、実施の進捗の状況でございます。

○10番（久保繁幸君）

進捗の状況というふうに言われたんですが、その進捗状況が当初の予定よりもおくれて未執行のような感じを受けましたので、お尋ねいたしました。

本年度、また24年度に194,179千円予定して、24年度に328,296千円増ですかね、その辺でもう少し、執行努力が少なかったのではなかろうかというふうに感じておりますが、予定されているような順調な予定でいけば、こんだけの執行残が残るわけではないわけですよ、現時点でその進捗率といいますか、その辺はどのようになっておりますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、当初であれば60%完了の予定で年度当初進めとったわけですが、議会等に対する説明とか、当初ですね、そこら辺で3階建ての問題から2階建てにというふうと動きがございまして、その流れで12月に着工のような、11月に臨時議会でしたか、承認を得て進めたような流れになってございます。

進捗率については、本当であれば60%と言えばここに減額するようなどころはないんですけど、現在におきまして3月当初の段階で12%の進捗というふう現場でお聞きをしております。

ます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

12%というふうな進捗率ということでございますが、大体、完成予定は8月ごろとお伺いしておりますが、8月には完成する予定ですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

工期につきましては、23年の12月9日から24年7月の30日となっております。現在、毎週1回工程会議、きょうも1時半から行っておりますけど、毎週水曜日で1時半から約1時間程度、進捗について、機械、電気、本体工事について業者からの報告を受けながら学校側の要望とかも含めて進めている状況でございます。したがって、工期の7月30日には終わるものと思っております。

○8番（川下武則君）

43ページの特定高齢者把握事業委託料で7,218千円の減額になっととばってん、そのほかにもいろいろこうなっととばってん、この特定高齢者という方はどういう方をまず言うとかですね。

それと、在宅高齢者からなんからいろいろ含めて10,818千円という減額になっととばってんが、何でこがん、最初から多目に入れとった部分ですか、そいとも高齢者が亡くなられてこがんとが要らんやったとか、そこら辺をちょっと教えてくれんですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

地域支援事業費の委託料の減額の10,818千円でございますが、先ほど御指摘があった特定高齢者把握事業委託料の7,218千円というのが大幅な減で、これについて御説明をいたします。その他については、実績の精算でございます。

特定高齢者把握事業委託料でございますが、まず、御質問の特定高齢者とは何ぞやということでございますが、65歳以上の方で介護保険の認定になっていない方がおられます。大体8割ぐらいおられますけれども、その方の中で普通一般の高齢者と特定高齢者と2つに分けられます、1次と2次という形で。特定高齢者というのは2次予防対象者でございます、同じ65歳以上の高齢者でも介護保険の適用になるおそれのある人、全く健康な65歳以上の人は一般の高齢者でございます。しかし、介護保険の適用になるおそれのある人を特定高齢者ということで、その特定高齢者をいかにして見つけるか、見つけて介護予防をするか、デイサービスあたりに来ていただいて、なるべく介護保険の対象にならないようにするのかというために特定高齢者の把握事業というのがございます。

それで、23年度の当初予算の時点では特定高齢者の把握につきましては、町の基本健診と

同時に調査表をお配りして、基本健診に来ていただいた方々がそれを病院に出していただいて病院の先生の診断に基づいて国保連合会で集計して私どもに返ってくると、そういう委託事業が7,218千円で行っていました。しかし、もう年度の途中で法改正がありまして、今まで「医師による診断をしなければならない」となっていたんですけれども、それは原則廃止になりまして基本チェックリストを私どもが、行政が住民の方に直接郵送をしまして、そこでアンケートをとって、その結果に基づいて特定高齢者を把握できるようになりましたので、あえて医師の診断書を必ずとらなくちゃいけないという法が改正になりまして、その分はもう私ども独自で調査をしたということで、当初予定しておりました7,218千円を減額させていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

47ページの目の5番、火葬場建設費、この旧火葬場の解体についてですが、これは普通解体ならこの10分の1ぐらいで大體解体できると思うんですが、この金額は特殊業者とかいろいろそこら辺がどういう、前にもちょっと予算のときに質問したかと思うんですが、それで、どういう業者がこれに当たって、そして、何社ぐらいの入札があったのか、ちょっとそこをお聞きします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

入札に関しましては、町内業者、A、B、C級まで8社を指名しております。

落札につきましては、株式会社川武潜水興業さんで工事のほうは行ってもらっております。額につきましては、当然、私どもダイオキシン等の調査等も行っておりますので、その分の金額もこの中に入れておりますので、議員先ほど言われるように、普通に壊せば10分の1と言われますけれども、そういった検査等も含めたところでの工事費ですので、よろしく願います。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

ということは、ダイオキシン処理業者を中に一緒に入れて、これは解体の業務に当たったという、ダイオキシン解体の資格を持った業者が太良にもおられるのか、それともおられない場合は当然そういう人にまたお願いせんばいかんはずですから、そこら辺の組み合わせはどのような組み合わせで事業をされたのかお尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

ダイオキシン調査について、町内にはいらっしゃいません。それで、落札された業者の方に調査を依頼して、そして下請というのですか、そういったような形で調査までを行ってもら

っているような状況です。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

ちなみに、そのダイオキシン業者がここであれする金額がもしわかったら、普通考えたら異常に工事費が高いもんですから、よっぽどそっちのほうが高いんじゃないかと思いたすので、簡単、詳しくあれせんでもいいんですが、大体、ダイオキシンの業者にかかる費用がどのくらいかかるのか、そうじゃなかったらこの比較がちょっとできにくいもんですから、そのところをもしよかったら大体このくらいダイオキシン業者にかかりますということ等を教えていただければ結構です。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回、このダイオキシンについても1,400千円ほどの検査料がかかっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

民生費の社会福祉費、目の6番、42ページになります、一番下、工事請負費ということで、温泉井戸埋め戻し事業ということで2,352千円のマイナスになっておりますが、どういった理由でこんだけマイナスというのかということをお聞きいたしたいと思いたす。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

これは当初予算を立てるときに予算額5,500千円の予算でございましたけれども、工法的にいろんな方法が考えられるということで、極力安くできるんじゃないかという御意見等も伺いまして、実際、設計額が当初設計で3,596,250円、消費税込みでございまして、それで設計ができました。それで最終的な変更が若干ありましたけれども、3,147,900円で最終契約ができましたので、この減額の2,352千円が不用額ということに残ったという次第でございまして。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

参考までなんですけど、その上にありますヘルストロンリース料というのはどういったものだったんでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

これは、しおさい館にございましていすに座って電磁波で治療する機械でございまして、その分をもう大分古くなっていたもんですから、23年度でリースで購入する予定をしておりまして。しかし、それで見積もりをとってリース料を予算化してございましたが、そのメーカ

一が倒産をいたしまして、その影響でその機械はあるけれども、メンテナンスあたりが難しいということで、じゃ、同等のやつをということで探したんですけれども、同等なやつはこの値段ではもう手に入らないということで、結論を内部的にいたしまして、24年度に社協のほうで予算措置をして購入をしたいというふうになりましたので、今回落とさせていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○5番（山口 巖君）

53ページ、商工振興費、そしてまた下の道の駅整備費、ちょっと2つお尋ねをしたいと思う。

この商工費、説明はもう以前からずうっと聞いております、4,000千円ですね。そして、来年度予算にまた新しく加えられるところでもありますけれども、もう4月にすぐ入りますからね、来年。ということは今の考えとしては設計をどのくらいぐらいにやって、どのくらいに建物を建てたいか思いとか計画は持っておられるわけですか、まず、その1点を最初。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

建物については、そこに建てるということで今のところは決定をしておりますけれども、設計委託料4,000千円、当初の段階では道の駅太良にあるたらふく館の本館と同じぐらいの建物だということで、それぐらいの設計費用でどうだろうかということでしております。これについては、そのこの委員会の中に入っていらっしゃる皆様方の協議の上で最終的に決定をしたいと思っておりますので、その中で皆様方と御協議いただいて、本当に実のあるものに施設をしたいと思っておりますので、24年度中には設計まで終わりたいと思っております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ということは、委員会ということは異業種交流の皆さんということの解釈でいいわけですか。

ということはどうですかね、その人たちが何回となく、もうずうっと話をするわけですが、なかなか話が進まないということもあるし、もう少しメンバーチェンジというのか、そういう考えがあるのか、それとか新にほかの人を加えるのか。

それともう1つ、異業種交流で視察研修等も行われていると思いますけれども、どういふふうなところを視察研修、何回ぐらい行っておられるものか、今2点お聞きします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

メンバー等については、特産品の振興施設建設検討委員会ということでしておりますので、その中でも今いるメンバーの差しかえとか、いろいろなこともありましようけれども、そう

ということについても我々事務局内でも検討はしたいと思っております。

それと、視察先については、福岡県の糸島と唐津のほうに視察に行かせてもらって、メンバーで2つの施設を見学に行っております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

最後の質問になろうと思っておりますので、ちょっと町長にお聞きします。

ということは、やはりこの辺近くを見ても町が所有している土地といったら中央で一番ここが目立つところじゃないかと、こう考えるわけですよ。だから、ちょっと何とっていいのかわからない、失敗というのが絶対許されないというところでやるし、また、これはもしかしたら町長の顔になるんじゃないかというメリット、デメリットというのが大きく出てくるんじゃないかと思っておりますので、これはじっくりかけてですね、やはり何月に設計をするんじゃないかと、もう内容が十分にでき上がった、そしたら設計をしましょうというふうな格好にやっていたらいいと思います。

それともう1つ、異業種の人たちとはなかなか話が一步一步進んでいかないというのは、町とか1つだけ大きい方針を出したほうが話がしやすいんじゃないかと思うわけですよ。ということは、今までずうっと町長が言っている6次産業を備えたとする、そしたらその6次産業というのが、まだ田舎というか、太良町ではなかなか6次産業というのはまだわかっていないというか、そういう人が多いわけですよ。1人で加工から販売までして、果たしてそれが6次産業かと、そういう問題じゃないわけですから。だから、その辺も含めてもう少し時間をかけて、いつまでにやるというんじゃないかとやっていたらいいと思います。6次産業をどういう6次産業がいいのかというぐらいまでを町が幾らか誘導してやる方法も1つあるんじゃないかと思う。

それともう1つは、やはりここで先日も8の日か町長の説明がありましたように、漁業集落排水じゃありませんけど、なかなかね、ここももし上が厳しかったら毎年毎年町が一般財源から出さなきゃいかんと。ということはもうそれをなくすためには必ず自分たちで、町はもう手助けされんから自分たちでやってくださいよ、設計は十分にしますからとか、何かの方法を一つ一つしていかなと、利益だけは十分に私たちのグループ、私たちもグループで、こう考えて話されるのは結構ですけども、もしそしたら運営が厳しくなったときはどうするかと、そういう話が多分入っていないんじゃないかと思う。

ちょっともう少し、私が何でこういう話をするかということ、私たちがちょうど農協におったときに道の駅の建設委員で、今、前の前の佐藤、あの人が商工企画の課長ぐらいのときだったかなと、こう考えよっけん、あのときには建設するときになかなか代表のなり手がいなかったわけですよ。ということは、こういう経営がうまくいくとはだれも考えていなかったという点なんですよ。そして、今だったら私がやりたい私がやりたいと、そういう人たち

が今になっていっぱい。そうした場合、もしあそこで大成功したから、ここも多分成功するだろう私もやりたい、私たちが主導権をとりたいと、こういう考えがあるんじゃないかと思うわけです。

それから、あくまでもその辺の町のもし利用度は、使用料はもうこうですよとか、6次産業はこのくらいぐらいを太良は考えて、これ以上はちょっととか、ある程度の町としての考えも出すのがもう少し解決というか、話が先に進むんじゃないかと思うけど、ちょっと町長、いま一度その考えを。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

今議員おっしゃるとおりに、これは急ぐもんじゃないというふうに思っております。

じっくりと案を練っていただいて、将来本当につくってよかったなというふうな検討をしていただきたいということで、大体23年度に設計まで委託を、予算を組んでしていただいておったわけですがけれども、なかなかそういうふうなもろもろの会議の中で決まらんということですから、24年度に繰り越してお願いしよるわけでございますけれどもね。これはもう本当に、皆さんたちも町の顔とおっしゃいましたけれども、あそこの中に私もちょっと入ってみて、すごいんですよ。駐車場をどうするかといろいろ検討しよったですけれども、相当な駐車場もあります。

それともう1つは、これをかさ上げしたらどうかなということで、当初視野に持っておったわけですがけれども、両サイドに住宅と野口建材店があるから、そこをかさ上げしたら両方が沈むからこれは大変だなというふうに思ったわけですがけれども、あそこは選果場の跡地が200から300ぐらい基礎が高くなっていますね。あそこでちょっと立ってみたら国道まで、歩道まで50センチぐらいですよ、高低差が。だから、その並みに上げてもいいんじゃないかなというふうな検討をいたしております。

もう1つは6次産業化のことをおっしゃいましたけれども、これは6次産業化というのは、今認定していらっしゃるの、太良町では永渕畜産だけです。だから、まずは農商工連携、1次産業があつて2次産業、3次産業が栄えるということで、まずは農商工連携をやっていただいて、もろもろである程度研究開発をしていただいて、あとは6次産業化、6次化に認定を、申請は個人で認定していただくというふうな方向を思っております。

あとの運営等につきましては、建物は町がつくってやって、あとずっと維持管理までと、これはもう大変ですよ。だから、できるだけそういうふうな収益があつた場合は基金等で積み立てていただいて、それで維持費、管理等にしていきたいというふうに思っております。

それともう1つは、去年から再三研修等も行っていただいておりますけれども、なかなか異業種の建設委員会をお願いをしとるばつてんがなかなか進まんと。だから、町も中に入って、ある程度アドバイスをせんことには、これはあんまり町が主導を握っちゃいかんですけ

どね、ある程度そこら付近もせにゃいかんじやろうなというふうに思っております。異業種の方が主体は持っていただいて、アドバイス程度で町は入りたいというふうに思っています。以上です。

○9番（見陣泰幸君）

今の質問の下の道の駅整備費のことですけど、委託料が1,000千円の減、この内訳と、今管理をしておられる業者はどこがしてあるのか、それと、前の業者があるのか、最初からずうっと今の業者がされているのか、そこら辺を質問します。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の1,000千円の減については、公園管理の分の当初予算の3,000千円のうちの1,000千円の減でございますけれども、これについては、管理業務委託ということで造園業者をお願いをして公園内の管理をしておりますけれども、その分の入札残が結果的には1,000千円ぐらいありましたので、その分を減さしてもらっていると。

その公園管理については、今2年間同じ業者だと認識をしておりますけれども、入札をしておりますので、入札で最終的にこの業者に決定をしたという状況でございます。

○9番（見陣泰幸君）

管理者の業者の名前は、そして一番最初からされているのか、今の業者が変わっておられるのかというところばちょっと聞きよったとです。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えします。

先ほど言いましたとおり、2年間同じ業者ですけれども、森川造園のほうは今その管理業務をしております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

全般をされていると思うんですけど、国道のそばに木を植えられたと思うんですよ、波瀬ノ浦のほうから国道の横に植わった木、あれが何本か大分枯れているんですけど、その責任というところはどこがとられとつですか、そのままですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これについては、午前中の答弁でもお答えしましたけれども、業者に管理をお願いしておりましたけれども、それでも管理できないところが不可抗力というのも、天候の関係とかいろいろあって最終的に枯れた状況でございます。現在については、枯れたとも全部処分をしまして移築をしてきれいにしている状況でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

何というですか、入札をするときとか、そこら辺の決め事はないんですか。そういうときは、時期でちょっと夏場にひっかかって、枯れてもいい時期に移されたと思うんですよ。そういうときに業者と執行者の取り決めというものはないのか、質問します。

○町長（岩島正昭君）

私のほうから補足説明いたします。

あの分につきましては、皆さんの御存じのとおりに亀ノ浦から里方面に歩道に植わったやつですけど、あれを土木事務所が歩道に波瀬ノ浦区から、通学路で当たるから切ってくれというふうな要望がございまして、伐採するよりはちょっと私どもは県にお願いして、無償でちょっと県費で、どんくらい金でしとつかわからんですけれども、移設をしてもらったんですよ、あのカイズカイブキは。その後に植わってしもうてから、夏、時期的にもちょっと悪かったんじゃないかと思うんですけどね、それから管理等々は、入札はお願いをしとるわけで、その植栽は県事業で無償でやって町は一銭も出していない状況ですよ。だから、管理責任といいますと、県がどれくらいでさせとつかちょっとわからんですけど、伐採していち切って燃やしておれば、何かしてくれんかと、こっちからお願いしてああいうふうに植えてもろうた経緯がございまして。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ちょっと関連で、そしたら、火葬場のところも今大分工事が進んでいるわけですけども、あそこにも目隠しとか植えられるわけでしょう。業者が決まっていたときと、もしそういうふうになったときの契約等はどうか考えておられますかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われますように、今、火葬場の目隠しについても樹木を11本ほど植えました。これについて管理上、今私たちのほうにございますけれども、枯れた場合については、また施行業者のほうに申し出をして、交換なりしてもらおうような状況にはしております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第16号 平成23年度太良町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方は

起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第17号

○議長（末次利男君）

日程第19. 議案第17号 平成23年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

山林の7ページ、これは経営費、町有林主伐事業委託料の4,645千円か、減となっております。そして、この財源は太良町の一般財源の分が減ということですが、これはどうして減額されているのか。

といいますのも、太良町の町有林、今度購入されたのも含めて、多面的機能を発揮させるためにというのが大体主な目標で、商売を、林業としてのあれは今ほとんどもう成り立っていないわけですね、例えば、今度五千幾らぐらい予算を組まれても実際上がるのは10,000千円前後ぐらいしか収入として上がってこない状況ですので、そしたら目的をはっきりと広葉樹林化とかいうごたっ方向に、これが金になる、ならんは別問題として、せっかく予算をこれだけ組んだなら、やっぱりそっちほうに重点的にやっていく事業として考えたほうが素直にそういうことに対しても考えられると思うんですよ。

今、主伐して材木が金にならんけん、これはいつ金になるか今の状況じゃわからないと思います。それで、やっぱり目的をもうはっきりそっちのほうに有明海浄化とか再生とかなんとかいろいろこの間も申しましたとおりに、そういうふうにもう目的をもう変えて、そして金になってもならんでも、やっぱり太良町の山は広葉樹林化していくもんだというような、一本道のその考え方でやっていったほうがいろいろな林業行政は今のところはいいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどうしてこれだけ減額をして、だれか作業する人がし切らなかったのか、それとも何かほかの目的があってこれを減額されたのか、ちょっとお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算では主伐の対象林というふうなことで4.47ヘクタールということで計画をいたしておりました。で、実際主伐をかけるということになると極力赤字は出したくないというようなことで、山林運営委員会等々、あと森林組合さん等々と御相談をいたしまして、最終的には3.6189ヘクタールの杉林の主伐をかけております。そういうことで委託料が4,645千円

の減額というようになっております。

で、伐期に近づいてきておりますので、ある程度の更新といいますか、高くは売れませんが赤字が出ない程度の山であるということであれば更新も必要かと考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

いや、赤字は既に出ているわけでしょう、もう予算からしたら当然。それで、ちょっとした赤字ぐらいの問題じゃなく、やっぱりそれをするによって川の浄化、海の浄化というごと目的が別に、目的をそっちのほうの目的にしたら材木が高かろうが安かろうが、そこら辺はあんまりそっちのほうをもうけにしよったらいつまでたっても、これは変更はできんわけでしょう。材木が上がって、10年後に上がるか20年後に上がるかわからん、わけわからんようなにいつまでも待つてやるんじゃない、もう予算を組んでこれだけ、例えば、今度の総合計画の中にも中間、中間で、30とか32とかというごたるヘクタール数を上げてあるんです。あれが毎年やるのか、そこまで30ヘクタール合わせたところが、中間年に合わせたところで30ヘクタールになるのか、それもちょっとお聞きしたいとは思ってたんですが、もうどうせ一緒に尋ねるんですが、予定どおりにやっついこうということをするならどうしても赤字とかなんとかいうのが目の前に出てくるわけでしょう。ただ、それを町民が納得して、それでもいいですという、そこら辺をもう少しその話し合いの中でも話をさせていただいて、赤字でもそれはどうしても太良町のため、そういう川、海のためにこれはやらにゃいけないという町民の理解が得るような説明をして、これは材木が高かろうが安かろうが、やっぱり変更していくような、今の時代は姿勢でやっついこうがみんなは納得するんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

山林特別会計全体で見ますと、当然赤字と。その赤字を幾らでも減らすというようなことで、毎年の主伐の立木売り払いについては、昨年を引き続き今年度は1,900千円程度、市場手数料を差し引いた預かり金が14,000千円程度あります。で、この経費、委託料を引いた純然たる町のもうけといいますか、その部分が1,900千円ぐらい出ておりますので、とにかく全体では赤字が出ておりますが、なるべくこの赤字の幅を減らすというようなことで主伐を現在かけている状況でございます。

で、今後の赤字を出してでも主伐をかけて、あるいは広葉樹林化とか、そういう整備につきましては、今後、運営委員会等々にお諮りをしながら、当然議会のほうにも御相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

同じような質問になるんですけど、私もよくちょっと山林のことはわからんやっとならばってん、この前から山林委員会のほうに行っているんな話を聞いた中で、山林が特別会計になっとならばってん、そのいきさつから何からいろいろ聞いた中で、これは突拍子のなか話になるかもしらんならばってんが、実は屋久島のほうでは、今議長のほうからも話も、同じ山林委員会のほうにおるもんやっけん聞いたところ、3000年たたんやったら屋久杉の名前がですよ、それぐらいの売りが出ないということで、太良町の森林も価値観を出すために1年1年主伐をせんでも、こうやって幾らかでも売れるときに思い切って売るとか、売れない、ちょぼちょぼ売らんじゃなくて、そのままとっとならばってんもよかもんやったらそのままとっとならばってん、鹿児島県の屋久杉みたいにブランド化したような、そういう感じの部分もできないことはないのかなというふうに思うんですけど、そこら辺はいかがなんでしょうかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

そういう木が育てば大変喜ばしいことだと考えておりますが、当然木の手入れというのがございます。こういう材価が低迷している中で、当然何らかの方法で毎年手入れをいたしております。その手入れ費用の分で基金も取り崩しながらやっていると、大変苦しい状況でございますので、そんな屋久杉みたいに立派になるまでにすべてじゃないですが、ある程度の木においてそこまで育てるには経費が長い年月かかりますので、大変厳しいのではないかと考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

私も木を育てるとに、実際、枝落としから何から整備するのにどれぐらい時間と金と労務費等かかるもんか、きちっとしたことわからんやっとならばってん、それにしてもだけど、屋久杉、屋久杉と、こう言われるぐらい、どこに行っても屋久杉という話を聞いたら、ほとんどの人がいい材木だろうというふうに思うわけですよ。そういうふうなやっぱりブランドを育てる中にも、急にそういうのをせろじゃなくて、徐々にそういうふうな傾向に持っていくと言うたらおかしかばってん、多良岳材がブランド化するためにはやっぱりどこかで何かをコンパイル剤じゃなかですけど、そういう部分を入れていかんと特別会計ば組んどっても、結局、一般財源から繰り入れをずうっと最終的にはせにやいかんようになるんじゃないかなというふうな思いがあるもんやっけん、そこら辺で今担当課長のほうに一応聞いたとばってんですよ、もしよければ町長が今後どういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○町長（岩島正昭君）

今、牟田議員、川下議員から御質問等々がありましたけど、結局、今、材価が安いと。主伐に入っている50年、60年の山林については、日光が入らないからある程度間伐をせにやい

かんという状況もございまして、この分については、町有林にもいろいろ立地条件がございまして、岩山ばかりのところにも木も植わると、また、そこを植栽しても実にならないものですから、金にならないから、そこら岩山跡が、土が肥えていないところには広葉樹を植えますよとか、そういうふうな仕分けで、もう主伐が来とつから杉、ヒノキを植えるじゃなくして、立地条件等々に合わせて広葉樹林をふやしていきたいというふうに、これは今度、山林運営委員会がありますから、そこら辺も提案をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、この事業名を主伐事業じゃなく、広葉樹林化事業というように目的をはっきりと違う事業にしたら、それが金になるかならんかあんまり問われんで済むと思いますので、適地、適植、今、川下議員も言われたように後世まで残すためには、やっぱり適地に適植をそれに合った杉かヒノキを植えて、それはそっちでやると。そして、広葉樹林化は広葉樹林化事業という事業、そういうとをつくっていただいて、木が高いか安いかはあんまり問題にせずに広葉樹林化を進められような、そういう方向にやっていただければと思います。

○町長（岩島正昭君）

そのように今度、運営委員会の中で提案をしてみたいと思います。

以上です。

○11番（坂口久信君）

要するに太良町の森林が付加価値をつけるためにいい木材、間伐にせろ枝打ちにせろ、十分やってきたわけですがけれども、森林組合の中で、要するに製材所ですか、そういうとの話も結構あいよったわけですがけれども、その辺の状況はどうなっているのか。もう早く付加価値をつけて売るためには、そういうところにやはり事業を起こさせて太良町の木材を生産して出荷していくというふうな状況をつくったほうが太良町の山林運営については、いい方向に向かうんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてはどのような状況にまだなっているのか、教えていただければと思います。

○町長（岩島正昭君）

1次産業、1次産業と言いましても山から海までございますけど、農業、漁業につきましては、付加価値をつけて高い値段で売るというふうなことで、どんどん異業種交流会等々進めておりますけれども、山につきましてもそういうふうな考えで組合長ともお話をした経緯はございます。山も素材で出すばかりではもう二束三文だと。だから、多良岳材もブランド品をする以上は、ある程度製材等々を考えて、そして大分県の日田等々の早太りする木より、町内の木材については、こういうふうな目が締まっていい材木であるというPRをする時期が来とるんじゃないかということで、一応、森林組合長、組合員さんたちも、ある程度の今

そういう方向で動いておられる状況でございます。いつから云々じゃなくして、そういうふうな方向で行きたいというふうなことで、役員会等々でかけておられる状況です。

以上です。

○11番（坂口久信君）

状況はそうでしょう、多分。しかし、ここにやっぱり1次産業も付加価値をつけながらいるところなどに予算措置もしながら、町長一生懸命やってこられて、その成果も少しずつは出てきておるわけですね。そういう中で、この森林については、やはり例えばの話、第三セクターがいいのかどうか私はわかりませんが、ぜひ町もそれなりに投資をしながら、人材も含めて、やはりそういう場をつくって、太良町こんくらい山あるわけですから、ぜひその辺に山の将来をかけるようなやっぱり状況をつくっていただきたいかなと、こう思うとです。

なかなか森林、安うして難しかでしょうけれども、一大産業になるかもわかりませんが、それは失敗も成功もあるかもわかりませんが、そういう状況、やっぱり森林組合だけというとも非常に厳しかですね、今の状況じゃ。町もそういう1次産業ということを考えれば、後押ししてでも、やはりそういう企業をつくっていくとがよかっちゃなかなかと私自身考えゆつとですけれども、ぜひ検討もよかでしょうけれども、早目にそういう状況をつくって、やっぱり町長率先してつくっていただくことがベターじゃなかかなと思うとですけれども、ちょっとよければ再度町長の考えを。

○町長（岩島正昭君）

今議員おっしゃるとおりに私もそういうふうなことで考えは持っております。

今、現にこれは製材所というとは技術ですから、技術はこの1本からどういうふうな製品をつくって高く売るかという技術が必要ですから、森林組合の方ももうはっきり言うて、熊本の製材現場で研修に何遍か行ったというふうな経緯も聞いております。これも林務等々もほとんど収入はないもんですかね、そこら付近でこの際、製材所等々つくって幾らかなり収入を上げていただければなというふうに思っておりますけれども、森林組合がいざ製材所を新設された、つくられた場合に町内に製材所は2軒ございますね。だから、この人たちの話し合いをどうするかというふうなこと、そこら付近もちょっと頭の中に描いておるもんですから、最終的には町も、いざ、お手伝いをするとなった場合は2軒の製材所の方も入ったところで今後どうするかということを進めていきたいというふうに思っております。

○11番（坂口久信君）

今、町長が最後に言われように、私も最後にそこをちょっと言おうかなと思うとったですけれども、要するに町内業者が2軒あるわけですね、やはりその業者間のいろんな話し合い、この人たちをやっぱり核として、森林組合は伐採とかそっちのほうで、今の業者さんを核としてそういうセクターというのですか、今からその人たちが今採算多分とれているか、と

れていないかわからんとですけれども、非常に厳しい状況じゃあると思いますので、そういう人たちを雇用して、最低そういう人たちの職の安定ですか、業者さんですからどっちがおもしろみのあっかわからんじゃなかですかね、商売しよつとやっけんが。あいどん、そういう中でやっぱりぜひこれを育つために核になってくれんかというふうなことで、その人たちをやっぱり主にして、そんなら技術も何も何十年でやってこれとっわけですから、ある程度の技術は持つておられると思いますから、あとは機械とかなんとかの整備をすればある程度のことはでくっじゃなかかなと思いますので、ぜひそういうところでやっぱり話の場を持っていただいて、そして、そういう大きな1軒あるよいか2軒重ねれば大きゅうなっわけですから、そしてそれなりの力も出てくるわけですから、そこんにきも販売にせろ何にせろ出てくるわけですから、その辺をやっぱり早目に町長も取り組んでいただいて、ぜひそういうとを実現していけば、やはり太良町の大きな山を持つ我々太良町は未来も少しは開くつとやなかかなと。そして、いろんな例えば、製材する中でいろんなものが出てきたいなんかすっじゃなかですか。そういうとの活用もいろんな今バイオテクあたりでも非常に進んでおりますから、その辺についても、ほら、いろんな今度はその以外の事業も出てくっじゃなかかなと思いますので、ぜひこれはやっぱり町として取り組んでいただきたいと思いますけれども。

○町長（岩島正昭君）

いろんな面で、私がまず思ったのは製材所を町で、森林組合等々でお願いしてできればいいなと思ったのは、今、畜産等のおがくず、のこくず等はないと、チップにしてもないという事で一石二鳥でそこらを、製材所をつくれれば畜産等の連携もいいなという形で、一応打診をしている状況ですから、できるだけそこら付近は皆さんと話し合いながら、役場が幾ら手を挙げてても地元が挙げんことには話にならんもんだから、そこら付近については皆さんと協議をしながら進めていきたいと思います。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第17号 平成23年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第18号

○議長（末次利男君）

日程第20. 議案第18号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第18号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第19号

○議長（末次利男君）

日程第21. 議案第19号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第19号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第20号

○議長（末次利男君）

日程第22. 議案第20号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第20号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

日程第23 議案第21号

○議長（末次利男君）

日程第23. 議案第21号 平成23年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

水道事業について、本管の整備はほとんどできてしまったかなと思っておりますけど、その本管についての進捗状況は、もうほとんど全部済んでおりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

簡易水道につきまして、本管——本管といいましても50以上を大体うち本管と呼んでおりますけれども、町内簡易水道地区、まず大浦地区のほうが主ですけれども、現在のところでは配管ほとんど埋設しているような状況です。

今現在としましては旧管を、増口径をやり布設がえしているような状況でございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

50ミリ以上の本管はほとんど済んでいるというふうな状況で、今ほかのところをちょっと

やっているというふうな状況ですけれども、本管だけしただけではいろんな漏水等も十分できていないで、今、分管のほうですか、そっちのほうをやって、多分そっちのほうがある程度済めばそういう漏水等についても、例えば、県内の平均以上に行くんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺を特別会計ですので、いろんな状況はあろうかと思っておりますけれども、そういうとをやっぱりぴしゃっともう一般会計からでも繰り入れてやるべきことはやって、その辺の漏水とかなんとか毎年言われんでいいような状況を早目につくって、そして、今後の運営に生かすというふうなことは最終的には水道事業にプラスになるわけですから、その辺のところはやっぱり町全体を考えればそこまでやってしまってから、いかにそのあとの漏水等についていろいろ無駄を省いたりなんかしながら、そういう状況をつくっていけばおのずと、どこが悪いということも十分見えてくるわけですから、このところは町も思い切ってそこでまで踏み込んでやられる考えはあるのかないのか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

漏水等も決算委員会等でもかなり指摘を受けておりますので、24年度も計画的に配管がえ等や、私たちだけの漏水調査も、もう限度がございますので、業者委託なども今年度から行っておりますので、新年度でも一部計上させてもらっております。そういったことを含めて、まず漏水を県内の平均値までぐらいを目標に上げたいとは考えております。

あと配管がえ等についても年次計画、配管だけではなく施設等の機器等の更新等も来ると思いますので、そういったところも含めながら水道事業を行っていきたいと考えております。以上です。

○11番（坂口久信君）

この本管の工事については、一般会計を1億か幾らか使おうて一遍にやった経緯もあるわけですね、はっきり言って。その当時はそういう状況で一般会計から入れてつくったいたいたいしとっわけですけれども、もうそういう状況で、これは町長にお願いばってんが、ぜひとも伊福とか、どこにせろ、上水にせろ簡易水道にせろ、なかなか改修の、漏水の……ところ、有水率の六十何%ぐらいとかなんとかしきやなかところへも各地区にも何地区かあつてですね。やっぱりそういうところのこういう事業も、もうそんなくらい思い切ってやって、景気対策も含めていろんな部分で、それは確かに年次計画で少しずつでもいいでしょうけれども、すつときはもうぴしゃっと、ぱーんとして、一般会計からつぎ込んでもやる時はやるというふうな状況をつくって、そういうとの対策に結びつけて景気対策も含めて考えていただければと思いますけれども、町長考えを。

○町長（岩島正昭君）

企業会計の原則は収入支出が原則ですけどね、これはもうけたところでずうっとやっていくとはもう大変なことですから、議員おっしゃるとおりに、各配水池によって漏水率、取水

率がおのおの違うということがございますから、果たして全体的に幾らかかるというふうなことで試算をさせて、そして例えば、伊福が取水率が一番悪いということございましたから、そこら辺伊福については、こういうふうな全体事業費がかかるということをまず長期計画を立ててみて、あとは皆さんたちにお諮りをしていきたいというふうに思います。

できれば、もう徐々にやってもまたずうっと改修できませんからね、できるだけやるときはやって一気に、悪いところはそういうふうの手直ししていきたいというふうに思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第21号 平成23年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第22号

○議長（末次利男君）

日程第24. 議案第22号 平成23年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第22号 平成23年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第23号

○議長（末次利男君）

日程第25. 議案第23号 平成23年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

病院予算6ページをごらんいただきたいと思いますが、収入の部で医業外収益補助金として補正額2,500千円というふうに減っております、減った原因というのはおかしいですが、この2,500千円の根拠はどういったものでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

一般会計の繰入金のところの、総務省が示している繰入金の中の医師確保対策費というところの部分を減額しております。今回、紹介会社等に払うお金が発生しないと思いましたが、そういうところの減額になります。

○3番（所賀 廣君）

繰入金ですね、これは繰り出し基準に基づいて、当然繰り入れる金額というふうに前から伺っておりますが、今現在ではこの繰入金、要するに一般会計からの繰出金がなくてはやっていけない状況と思います。当然これは例えば極端な話ですが、繰出金はゼロ、繰入金ゼロでもいいわけですね。その交付金の中からの繰入金をほかの課でも当然使えるわけですが、これがなるべく減って医業収益が上がる、当然、人件費等も事務長が示されたいろんな業績云々に基づいて今から徐々に減るといふか、そういうふうな節約をしていかれるというふうにと思いますが、この繰入金をなるべく減らしていただきたい、一般会計からの繰出金を減らしていただきたいというふうにずうっと常に思うわけですよ。健全な経営であるが、どうしてもやむを得ない場合には繰入金、繰出金は結構ですよというふうに公営企業法に書いてあります、この繰入金というのとは何かというところを見ますと。もう一度この辺をよく考えていただいて、新年度予算に反映させていただいて、なるべく減らす、医業収益を、外来収益を上げるというふうな努力が本当に必要になってくると思います。かつ人件費削減が病院の健全な経営につながるとは思います、その辺どうお考えになりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

言われるとおり、まず、繰入金というのはもちろんないほうが良いと考えます。しかしながら、不採算の医療、例えば、民間であれば、もう不採算の部分はどんどん切っていくと思えます。そういった小児科、ほか外科もしかりです。採算がとれているのは内科と整形のみ

です。そういった部門だけで町としてやっていく、町民がそこだけでいいと絶対にならないと思いますので、そういった不採算部分の繰り入れというのは、やはり今後必要なのかなとは考えます。

そういう部分があるのと、もちろん医業収支比率、医業収益に対して医業費用ですね、繰入金部分は別です、医業外ですから。そこをどうしても100%に持っていきたいというのは前回もお話はしたかと思いますが、地方公営企業全部適用でやっている病院が健全経営と言われるのが95%と言われていています。うちの場合が一昨年が87%、ことしが90%に乗りそうです。そういうところで、本当に通常は民間の病院は医業収支比率が100%以上で黒字という感覚だと思うので、そこを目標にまずはやって、95%を目標にやっていきたいとは考えています。

それとちょっと戻りますが、一般会計繰入金ですけど、ちょうど19日、一昨日前ですね、県の総務課からチェックに来られました。そのときに言われたのが、県として繰り出しているのが、きちっと病院のほうに入っていますかということで、一応私たちが呈している繰入金、一般会計のほうに申請している金額は全部入っていますというふうに答えをしています。いわゆる地方交付税交付金の中の病院分、それはきちっと来ていますというふうに答えはしていますので、そういう部分では必要な分、県のほうからきちっと繰り入れをしていただいているという状況ですが、そういうところも含めて、ちょっと話が前後しますが、削減できたらもちろん削減はしていきたいとは考えます。

○3番（所賀 廣君）

収益のみ、いろんな接遇を含めた看護師等のサービスの対応、これは私が先日お伺いしたある病院のことなんですけど、お昼休みということもありまして当然閉まっておりました。よその病院に行けば、同じ60床ぐらいの病院でしたが、看護師さんたちと通路あたりでお会いしますが、少しうれしくなりましたのは、ありゃ、こりゃひよっとすすぎ太良病院のほうがかつとにこにこしとんさんなぐらいな感じが、たまたまそうだったかもわかりませんが、お昼休みやったかもわかりませんが、そういった面でも、より一層、皆さんどんどんどん打ち合わせ等々、会議等々やっていただいて、少しずつ人気度は上がりつつあると自分は信じておりますので、その辺の体質改善に向けての今後の方向をもう一度事務長にお尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

経営の面もですけど、質を上げないとどうしてもやはり患者さんが病院に来てもらえないというのはもう当然だと思います、サービス業の中の病院事業だと考えていますので。そういう面では接遇の研修、今までは本当、研修を受けるだけで、ただ研修を受けて、はい、よかったねで終わっていたような感じがあったんですが、本当にもう例題を出してグループで

討議させて、班で何チームかロールプレイングをしていただいて発表していただくと、そういう現場の視点でトレーニングもしていますので、大分今から変わってはいくと信じて私も研修をしています。とにかく、そういう質を今後上げていきたいと考えています。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

病院の8ページ、特別損失の固定資産除去損、説明では医療機器の廃棄によるものということでございますが、どのような医療機器を廃棄なされたのかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

廃棄をしたではなくて廃棄予定ということで上げております。済みません。病棟のナースコールのシステムが、今もともとナースコールが病棟、ナースステーションが2カ所ありました。その中でナースコールが鳴るシステムが今動いているナースステーションと動いていないナースステーションにも鳴るようになっていまして、そこの改修をするために今まだ償却が終わっていないナースコールのシステムの変更をかける必要があったので、そこに上げているということです。

○10番（久保繁幸君）

病院、18年オープンしましてまだ5年、そういうのを500千円の除去損で上げるということも民間ではなかなかできないことだと思うんですよ。今ナースコールが云々かんぬんという説明をなされたんですが、まだもうここに廃棄によるものと書いてありますけど、どっかこれは販売とかなんとかできないものなんですか。次どこかに、500千円の分の幾らかなりとも、廃棄したら500千円丸々除去損でしょう。こういうのがどこかに売れないのか、耐用年数もまだそういう耐用年数は過ぎていないと思うんですが、その辺の努力はなされているか、お伺いいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

廃棄とかほかのところに戻すとかははっきり言ってうちのシステムということになっていますので、うちなりの病棟の配置によるシステムになっていますので、ほかのところを持っていくというのは不可能だと考えます。償却が残っているのは、今年度末で終わるところです。本当はあとちょっとなんですけど、とにかく病棟の混乱、患者様からのナースコールが鳴ったとき、だれもいないナースステーションに人が走って、そのナースコールをとめたり、そこで対応したりとか、非常に業務が煩雑になっています。

先ほど民間ではと言われましたが、民間だったらもっとこういう問題は早く手をつけて業務がやりやすくしているはずなんです。私も本当は来てすぐやりたかったところなんですけど、今までずるずるなってしまったんですが、ちょっと最近システムのほうのトラブルが続いた

もので、もうどうせならと思うことで思いましたので、今回上げているというところがあります。

とにかく、患者さんに早く対応するという、その安全性、それとスタッフの行動の範囲をなるべく小さくしてすぐ対応できるようにしたい、そういうところからの今回の除去損ということになっています。

○10番（久保繁幸君）

今の事務長はそういうふうな考えでございますが、前事務長、その時点でそういうことはお考えにならなかったのか、その辺、設計をそうされたんでそのままやってしまったというのが私もいつも言いますように親方日の丸と言いたいわけなんですよね。その辺、その時点でどういうふうに考えられたかお伺いいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今のお話を聞いておりましたところ、2つナースステーションがあるということなんですけど、それは当初療養型を入れる予定にしまったものですから、そこに必然的につくるということだったわけです。ナースコールがどうなっているかということなんですけど、片一方のほうにも走っていかんといかんというふうな今お話をされていたので、果たしてそういうふうになつたのかなとちょっと今記憶をたどったわけですが、そのときはそのときのやっぱり必然的な事情というものがあるわけで、今の現事務長が適宜、何と申しましようか、最善の方法を尽くして対応されることを期待しております。

○7番（牟田則雄君）

7ページの医業費用の中の給与費で、ずうっと減額補正を8項目にわたって給与費にされているんですが、ここに単純に人員減による減額というのはこの8項目のうちにどれどれに当たりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

正確な数字を濟みません、今持ち合わせ（発言する者あり）当たるのは上から1番、医師給、2番、看護師給、3番、医療技術員給、それに伴います手当類もすべてです。賃金も入ります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

ちなみに、そしたらこれは何人減、わかったらわかる範囲内で、何人減による減額か、そのところをちょっと。いや、病院の努力をちょっと見てみたいもんですから、そのところを。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

減というよりは、最初の当初予算であと1人医師をふやす必要があるということで予算を立てていたものが医師の部分は1人です。看護師も看護の質、基準がありますので、基準をしっかりとっていききたいとか、いろいろな人がふえることによって点数がとれる部分がありますので、そこをとりたいということで当初予算に上げていた人数がありますが、済みません、数までは今把握しておりません。そういったもので、当初予算で上げていたんですが、実際なかなか人が集まらないというのが現状でこんだけの減額ということになります。

医療技術職も同じです。

○9番（見陣泰幸君）

8ページの交渉諸費、医師確保対策で先ほどから2,000千円ぐらい余ったとかという答弁をされていたんですけど、この医師確保対策費が削減された理由として、もうこれ以上手を広げられないのか、医師確保は全国的に医師不足でどこの病院も苦勞していると思うんですけど、広げようと思えばまだまだいけるのか、もしいけるのだったらこういうとをなるべく使っていただければと思うんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今年度、もう3月までには多分お金を使っていくというのがないのかなということで、今回の減額ですが、来年度以降はまた幾らか予算としては上げさせていただいています。

今後、医師確保に対しての対策を広げられるかというようなところだと思うんですが、いろんな民間の業者にも大分、7つ登録をしたりとか、そういう交渉はもう常にやっています。あくまでもその交渉が成立したときにぽっとお金を出さなければいけないので、予算としてはまた新年度も上げていきたいとは思いますが。とりあえず3月までにそういう予定がないので、減額ということです。

○9番（見陣泰幸君）

太良病院の診療科と言えいいんですかね、各科でやっぱり絶対必要な医師数という、今現在でももう一人とか必要な科があると思うんですよ。やっぱり今簡単にはいかんと思うんですけどね、お金を使ってでも確保できるものであれば、これから努力をしていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

そういう人材紹介とかは、もちろんお金を使っていききたいとは思いますが。そういうときにお金を使うのと、給料を毎月毎月いっぱいやるのはまたちょっと問題が別だと思いますので、その辺はきちっと交渉をして必要な診療科、今まずもって内科がとにかくもう1名必要だということで交渉をしている方は1名いらっしゃるという状況です。

以上です。

○8番（川下武則君）

同じ質問の中での関連ですけど、その中で、今、事務局長が早急に何とかせにゃいかんと思っている内科なり、外科は今院長がいますんであれでしょうけど、内科、小児科、そういう部分はないですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

とにかく内科です。やはり高齢化が進んでおりますので、内科の先生は必要になってくるというのと、角田先生も高齢、そういったところから内科がやっぱりばりばり働ける内科の医師が2名は確実に必要だと考えております。

○8番（川下武則君）

私も太良病院にはちょこちょこお世話にないよつとばってんが、その中で、今おっしゃるように内科の先生を何とか若い先生をもう1人ぐらい入れてもらって、午後の診察でもできないかというふうな私のほうにも要請があつとばってんが、そこら辺も含めて、非常に受け付けの部分もあつて、そういう部分もいろいろ言われよつとばってんが、そこら辺は病院のほうにはそこまで踏み込めんけんが、いろんな形でまずは医師確保をきちっとしてもらって安心して受診ができるといいますか、そういうふうな1年、2年先を見据えた医師確保をきちっとやってもらいたいなというふうに思います。答弁は要りません。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第23号 平成23年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よつて、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れでございました。

午後2時50分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 江 口 孝 二

署名議員 所 賀 廣